

平成 27 年 12 月 18 日

◎依光委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(10 時 12 分開会)

川井議員におかれましては、昨日、御逝去されました。ここに哀悼の意を表するとともに、心より御冥福をお祈り申し上げます。

本日からの委員会は「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある「付託事件一覧表」のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、22 日火曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りいたします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎依光委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにいたします。

#### 《危機管理部》

◎依光委員長 まず、危機管理部について行います。

最初に、議案について、危機管理部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので御了承願います。

◎野々村危機管理部長 今回提出しております補正予算議案について概要を説明させていただきます。

お手元にあります青いインデックスで、危機管理部と書いた議案説明資料の 1 ページをお開きください。危機管理部からは、南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化として、債務負担行為を 2 件、総額 4,600 万円余をお願いするものです。

1 つ目は、燃料確保対策の推進です。南海トラフ地震の発生後、多くのガリンスタンドが停電や施設の被害により機能しなくなることが想定されます。人命救助や物資の搬送などの応急対策を行う車両などに必要となる燃料が一時的に不足することが想定されます。このため、燃料確保対策の一環として、高知市と共同で燃料備蓄タンクの整備を行うこととし、必要となる負担金に係る債務負担額 2,500 万円余をお願いするものです。

2 つ目ですが、起震車による防災啓発の強化です。起震車につきましては、昨年度から 2 台体制としておりまして、県民の皆様への啓発を強化しているところです。また、今年度からは、少しでも多くの県民の皆様へ御利用いただけるように、年度当初のサービスを提供できない時期をなくして、1 年を通じた運行を確保するために、起震車の運転業務の

委託を債務負担により実施しております。今年度もこの委託料について、債務負担額 2,000 万円余をお願いするものです。

最後に、審議会の経過報告をさせていただきます。お手元の資料の A 4 横の、平成 27 年度各種審議会における審議経過の一覧です。9 月定例会以降に開催されました審議会としましては、高知県救急医療協議会を 10 月 8 日に開催し、高知市で 1 件の救急病院の新規認定などを行いました。

私からの説明は以上です。

◎依光委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈危機管理・防災課〉

◎依光委員長 初めに、危機管理・防災課の説明を求めます。

◎中岡危機管理・防災課長 危機管理・防災課の補正予算議案について説明します。議案説明書②の 9 ページをお開きください。

危機管理・防災課の補正予算は債務負担行為です。応急対策活動に必要な燃料を確保するための高知市への負担金、2,589 万 6,000 円です。

事業の内容につきましては、議案説明資料で説明したいと思いますので、危機管理・防災課の赤いインデックスのページをお開きください。上段に現状と課題、対策を記載していますが、東日本大震災では製油所の被災とか、ガソリンスタンドが停電などしたことによりまして、燃料が不足して、発災後の応急活動に大きな支障を来したということがございます。南海トラフ地震発生時にも同様の事態が想定されますので、救助救出、道路の啓開、応急救助機関の活動、さらには病院などの非常用電源の燃料の確保が課題となっています。

右の下に、現時点での必要量の試算を記載しています。平成 25 年度に応急対策に必要な燃料の非常に粗い試算をしたときに、応急対策を行うための車両に必要な燃料が、ガソリンと軽油を合わせて 176 キロリットルとなっておりまして、明らかに燃料が不足することを想定しまして、対策のところのこれまでの取り組みに記載していますように、これまで災害対応型給油所の整備、消防と共同した自家用の給油施設の整備、航空燃料の確保などに取り組んできたところです。加えまして、調査検討に記載していますが、ことしの 9 月補正におきまして、災害時に必要となる燃料と現時点における供給可能な燃料について、悉皆的な調査を行う予算についてお認めをいただきましたので、それも踏まえまして、今後不足する燃料の確保対策を進めていくことにしています。

下段ですが、平成 25 年から平成 26 年度にかけて、高知市南消防署と共同して、自家用の給油施設の整備を行いました。このときは、高知市が 10 キロリットル、高知県 10 キロリットルで整備をしましたが、今回の債務負担行為は、高知市北消防署でも同様の整備をしようとするもので、燃料につきましては、高知市の消防が 15 キロリットルぐらいは

使うということで、合わせて 30 キロリットルの給油施設を整備したいと考えております。高知市北消防署につきましては、高知インターから近いイオンモールの横のシキボウ跡地に計画されていますので、発災直後に進出してきます応急救助機関の車両への燃料供給は、速やかにできると考えております。事業費につきましては、高知市と協定を締結の上、工事費と燃料のうちの 2 分の 1 を県が負担するというので、債務負担行為額は 2,589 万 6,000 円になっております。

以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 平時は消防署が使うということですが、消防署が使うのは全体の半分だけになるわけですね。

◎中岡危機管理・防災課長 そうです。

◎坂本（茂）委員 タンクそのものを 2 つに分けているわけじゃないですね。

◎中岡危機管理・防災課長 違います。

◎坂本（茂）委員 平時に使っていくローリングストックの考え方になるかと思うんですけども、いざというときには、消防署が使えるのは 15 キロリットルだけで、あとは県が使うということで、量で明確に分けて使うということですか。

◎中岡危機管理・防災課長 協定を結んでいまして、基本的に今回の高知市北消防署でしたら、30 キロリットルのうちの 15 キロリットル分につきましては、県が応急救助機関用に使うことにしております。消防はそのうちの 15 キロリットルはふだん使いしますけれども、常に減らないよう給油していくことになろうかと思えます。高知市南消防署でも実際そういう運用にしています。

◎坂本（茂）委員 平時はそういうことで、いざというときは例えば 15 キロリットルずつ使うということですか。

◎中岡危機管理・防災課長 今回の協定は、発災時に県が半分は使うということです。県の分については、常に確保していただいております。今回 30 キロリットルですが、仮に発災時に 25 キロリットルしかなかったら県が 15 キロリットルを使って、高知市が 10 キロリットルになろうかと思えます。

◎桑名委員 そしたら、高知市が本当に必要だと、でも県がこの 15 キロリットルは守るぞという話になってもいけないと思うんです。そこのところはもうちょっと自由度があるように。生きるか死ぬかかるときに高知市には分けませんという話ではないと思うんです。

◎中岡危機管理・防災課長 協定でそうなっているということです。当然そのときの被災状況によりまして、弾力的に運用するということです。

◎野々村危機管理部長 補足しますと、下の右へ、ガソリンが 58 キロリットル、軽油が 118 キロリットルと書いていますが、これは外から援助に来る応急救助機関の分、県内で

トラックの搬送なんかには使う分、消防に使う分、警察に使う分を全て含めた燃料で、最終的にはここを目指していきたいと考えています。

◎浜田（英）委員 緊急事態になったら、対応の優先度合いに応じて使っていないといけないから、基本的に出入りをきちんとしていくことが大事だということと、高知市北、南消防署だけじゃあいけないと思うんです。例えば、黒潮消防署にはヘリの燃料タンクが今度備わりますよね。ああいうところはまだ要ると思います。そういうことについてはどんなにお考えですか。

◎中岡危機管理・防災課長 既に、土佐清水市消防局、それから南国市消防署は平成 28 年度の予算の中で同様の取り組みを考えております。また、具体的な話になっていませんが、それ以外の幾つかのところでは高知市消防局と同様の取り組みをしたいところがございますので、そういう取り組みの中で燃料を確保していきたいと考えております。

◎浜田（英）委員 県警がエアボートの予算要求をしておりますが、ぜひサポートいただきたいと思っております。県警も、そういう救助活動中に必要とあればここを使えるということですね。それも県の分でということですか。

◎中岡危機管理・防災課長 県警も当然入っておりますし、既に県警は南国市の機動隊にガソリンと軽油を合わせて 20 キロリットルは構えております。それから、警察署でそういうことを検討したいという話は、県警から水面下ではいただいております。

◎依光委員長 よろしいですか。

（な し）

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈南海トラフ地震対策課〉

◎依光委員長 次に、南海トラフ地震対策課の説明を求めます。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 南海トラフ地震対策課の補正予算議案について説明します。

②の議案説明書 10 ページ、債務負担行為による支出予定額等の補正に関する調書をお開きいただきます。起震車運転業務等委託料の債務負担行為として、2,064 万 1,000 円です。

赤いインデックス、南海トラフ地震対策課のページをお願いします。上段に記載していただきますけれども、起震車運転業務は、多くの県民の皆様に地震の揺れを疑似体験していただき、防災意識、地域の防災力の向上を図ることを目的として運行しています。中段の運行実績に記載していますように、起震車の運転は平成 25 年度より運行を委託しています。平成 26 年度から 2 台体制に移行しています。その下、運行開始日のところに記載しておりますけれども、起震車に搭載しております起震装置は使い方を初め安全確保などの操作研修を行う必要がございます。この研修には 1 週間程度必要で、研修は契約後しかできないこ

とから年度当初の4月1日から運行が難しい状況でした。この点、本年度から債務負担によりまして4月1日から運行が可能となっています。体験者数のところに記載しています。実績で平成25年度に2万5,882人、平成26年度は2台体制となりまして3万7,753人。本年度は11月末現在で2万7,660人と多くの県民の皆様に御利用いただいています。年度当初は、新入社員の研修、あるいは地域における防災組織の総会など利用いただける機会もございまして、資料の最下段に記載しています4月1日からの運行によりまして、実績で約1,500人の利用増となっています。本年度と同様に入札時期を早めまして、年度当初より切れ目のない運行をして広く県民の皆様に御活用いただくための債務負担行為です。

以上で、南海トラフ地震対策課の説明になります。

◎依光委員 質疑を行います。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、危機管理部を終わります。

#### 《健康政策部》

◎依光委員長 次に、健康政策部について行います。

最初に、議案について、健康政策部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎山本健康政策部長 総括の説明をさせていただきます。健康政策部の議案は、一般会計の補正予算と条例その他議案が4件です。

資料②議案説明書(補正予算)の11ページをお願いします。健康政策部の一般会計補正予算の総括表ですが、健康対策課の1件で64万1,000円の増額補正をお願いするものです。これは、医療機関で針刺し事故後のHIV感染の防止を図るために予防薬を2時間以内に服用する必要がありますが、時間内に対応できない地域があることから、現在、エイズ診療拠点病院5カ所に予防薬を備蓄している体制を拡充するために、新たに予防薬を配置する医療機関を追加し予防薬を備蓄するための経費を計上させていただいております。

次に、繰越明許費ですが、12ページをお願いします。医療政策課ですが、看護師等養成所施設等整備事業費補助金において、補助先の看護学校の改修工事の着工がおくれ、年度内の完了が見込めないことから繰り越しをお願いするものです。

次に、条例その他議案について説明をします。④の議案説明書(条例その他)の3ページをお願いします。

4件ございまして、まず1つ目ですが、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案は、看護師等の確保及び充実に図るため、一定期間就業することで償還が免除される対象施設に訪問看護ステーションを追加するとともに、看護師等のスキルアップのため、特例措置の対象となる医療機関を設けて、就職から2年間で限度に償還を猶

予するなど必要な改正をしようとするものです。

2つ目の、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案は、助産師の確保及び充実を図るため、奨学金制度を3年間延長するとともに、助産師の確保が困難な郡部の医療機関への就業を促進するため、償還が免除となる就業期間に差を設けるなど必要な改正をしようとするものです。

3つ目の、高知県医師養成奨学貸付金貸与条例の一部を改正する条例議案は、若手医師の県内定着を図るため、平成29年度から開始される新たな専門医制度を見据え、奨学金の貸与を受けた医師が専門医の資格を取得できるよう、勤務期間が償還免除の対象となる医療機関の要件を見直すなど必要な改正をしようとするものです。

次のページをお願いします。一番上にあります高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案は、高知市に高度管理医療機器等営業所管理者の兼務許可を事務委任していますが、第5次地方分権一括法の施行に伴い、兼務許可の事務が県から高知市に移譲されるため、事務処理特例条例での当該事務に係る規定を削除しようとするものです。

続きまして、部で所管しています審議会の開催状況についてですが、お手元のA4横の資料、平成27年度各種審議会における審議経過等一覧表をごらんください。開催状況の一覧表ですが、このうち、平成27年9月定例会開催以降、12月17日までに開催されました審議会は、右端の欄に平成27年12月と書いています高知県医療審議会医療法人部会など3件です。お手元の一覧表に主な審議項目、決定事項などを記載しておりますので御確認をお願いします。また、各審議会の委員名簿につきましては資料の後ろにつけています。

それぞれ詳細につきましては、担当課長から説明します。

◎依光委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈医療政策課〉

◎依光委員長 初めに、医療政策課の説明を求めます。

◎川内医療政策課長 当課からは、繰越明許と条例改正2件の議案の審議をお願いしております。

資料②の議案説明書（補正予算）の12ページをお願いします。看護の人づくり事業費の繰越明許です。具体的には、本年度当初予算で計上しております看護師等養成所施設等整備事業費補助金です。この事業は、看護師等養成所の設置に必要な改築の整備を支援し、看護師等の養成及び確保を図るものです。本年度は、この4月に開校しました近森病院附属看護学校への補助を予定しております。現在、同校は、近森病院の管理棟に構えた教室で授業をしておりますけれども、より設備の整った養成所の整備に向けて計画を進めているところです。事業主体であります社会医療法人近森会の計画では、旧ボウルジャンボ跡地へ近森リハビリテーション病院を新築移転します。こちらは8月末に竣工しております。

そして、その跡地である旧近森リハビリテーション病院の建屋を改修しまして、やや西方にあります近森オルソリハビリテーション病院が移転。さらに旧近森オルソリハビリテーション病院の建屋を改修して、近森病院附属看護学校を移転させる計画となっております。ただ、計画の第1段階であります近森リハビリテーション病院の新築工事が、技術労働者の不足や建築資材の高騰に伴う工事の遅延が発生しまして、計画全体のおくれが生じております。これによりまして、看護学校の改修工事が当初では平成28年1月早々の着手、3月中の完成予定でしたけれども、現時点の変更後の計画では、2月初旬の着手、そして5月中旬の完成予定となっております、約1カ月半のおくれが生じております。このため、補助対象工事の完成が翌年度となることがほぼ確実にとなっておりますことから、当該補助事業に係る予算1億4,772万円の繰り越しをお願いするものです。なお、今回の計画遅延に伴う学校運営への影響につきましては、認可時点で現在の施設に3学年分の教室等が確保できていることから、来年4月の新入生への対応も可能であることを確認しております。その上で、学校側に対し移転に伴う授業等への影響に最大限の配慮を行うよう指導しているところです。

続きまして、第8号議案、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案、及び第9号議案、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案について説明します。

右肩④の議案説明書（条例その他）の3ページをお願いします。こちらは、看護師及び助産師の奨学金貸付け条例の一部を改正させていただこうというものです。

具体的な内容につきましては、議案参考資料で説明をさせていただきますので、健康政策部の議案参考資料の医療政策課の赤のインデックスの1ページ目をお願いします。

まず、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部改正について説明します。まず、県内の看護師・准看護師の現状ですけれども、平成26年12月末で1万3,622名。このうち、病院・診療所の就業者は1万1,238名となっております。保健医療圏別に見ますと、下の表ですが、約8割が中央保健医療圏に集中しておりまして、地域偏在が認められます。

奨学金の貸付状況及び就業状況は次の2の表のとおりです。

次に、3の奨学金制度の概要ですけれども、奨学金の月額額は就学する看護師等養成所の種類によって異なっております。また、貸付期間は養成所の修学期間です。卒業後直ちに指定医療機関において、看護師等の業務に従事した期間が貸付期間の1.5倍に達したときに償還額が全額免除となるものです。

2ページ目をお開きください。右側にあります地図ですが、指定医療機関の対象地域と保健医療圏別に看護師等の確保状況をあらわしたものです。医療機関に就業している看護師の8割強が中央医療圏に集中しております。今回の制度見直しの内容ですが、左側の改正内容というところです。まず、指定医療機関の対象地域の見直しを行います。色つきの

部分が、現在の指定医療機関の対象地域です。こちらは引き続き対象地域としまして、看護師等の確保が困難と認められます地域として、斜線を引いている佐川町、日高村、香美市、香南市を追加します。これによりまして、指定医療機関の対象外となる地域は高知市、南国市、土佐市、旧伊野町のみとなります。これらの地域は、高知市と一体的な都市圏を形成しておりまして、高知市に隣接しており、高知市からの通勤も容易なことから、看護職員の確保の困難性が相対的に小さいと認められ、引き続き除外するものです。これらは規則改正で対応したいと考えております。

次に、条例改正の内容です。1点目は、現在、県内全域で訪問看護師が不足しておりますことから、健康長寿県構想の重点施策の一つでもある中山間地域の在宅医療を推進するため、償還免除となる対象施設に訪問看護ステーションを追加するものです。

2点目は、資質向上のための特例措置です。現行制度が、卒業後に県内の指定医療機関で従事する意思を持ちながらも、資質向上を目的に、指定医療機関でない中央部の医療機関に就業した看護師等のキャリアプランを考慮した制度設計とはなっておりませんので、卒業後に指定医療機関以外で勤務する場合の期間は償還猶予期間に含めることとする特例措置を設けることで、借り受け者のキャリア形成のニーズに応えるとともに、最終的には県内指定医療機関への再就業を促そうとするものです。この特例措置の対象となる医療機関は、新人看護職員の育成体制が整っていると認められる公的病院や救急医療機関としまして、償還猶予となる当該医療機関への就業期間の上限は、2年にしたいと考えております。

最後に、3点目は、利子規程の新設です。この貸し付けを受けた者が全員、指定医療機関に就業することが理想ですけれども、指定医療機関に就業しない場合は償還対象となります。今回、県外の医療機関への就業や看護師業務に就業しない者に対しまして3%の利子を付すこととしました。ただし、県内の指定医療機関以外の医療機関へ就職した場合は、県内の看護師確保には貢献すると判断しまして、従来どおり無利息とさせていただこうと考えております。これらの改正によりまして、看護職員の地域偏在の解消、奨学金貸与者の県内就職率の向上などを図ってまいります。

次に、高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部改正について説明します。3ページをお願いします。この条例は、県内において必要な助産師の確保及び充実を図ることを目的としまして、県内の医療機関において、助産師の業務に従事しようとする者の修学を支援するため奨学金の貸し付けを行うものです。貸付状況や奨学金制度の概要は以下の表をごらんいただければと思います。3の概要では、貸付金額は県外の養成施設の場合は月額15万円、県内の場合は10万円と看護師の奨学金より高目に設定しています。下から4段目の償還免除となる期間は貸付期間の4倍の期間です。

続きまして4ページをお願いします。1番目の目的・内容のところです。平成21年3

月の県立総合看護専門学校の開校に伴いまして、県内の助産師養成数が一定確保され、就業者数が安定するまでの緊急対策として平成 20 年度から実施しております。これまでの奨学金貸与学生 61 名のうち卒業生 41 名全員が県内の医療機関に就業しております。本制度は、助産師を目指す方々の県内定着に高い効果があると判断しております。助産師数につきましては、左下の囲みですが、平成 23 年に策定しました第 7 次看護職員需給見通しにおいて、平成 27 年度に 184 名が確保される見通しに対して、昨年末の従事者数は 162 名にとどまっている現状を踏まえ、緊急対策として本条例を延長しようとするものです。なお、平成 30 年度からの国の次期需給見通しを踏まえ、本条例の延長期間は平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年間でさせていただく予定です。また、特に確保が困難な郡部の分娩取り扱い医療機関への就業促進のため、償還免除となる就業期間に差を設けまして、中央保健医療圏内は従来どおり貸付期間の 4 倍としますが、中央保健医療圏以外の施設に就業する場合は貸付期間の 3 倍としたいと考えております。

当課からの説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎浜田（英）委員 助産師が中央保健医療圏で就業するときには、奨学金の貸付金額を増額するというお話が今ございましたよね。

◎川内医療政策課長 貸付金額の変更はございません。緊急対策としての奨学金で、現行でも看護師の奨学金よりは高目に設定をしているとの説明でした。

◎浜田（英）委員 41 名の助産師が県内の医療機関に残ってくれていることは非常にいいことだと思いますけれども、やはり中央保健医療圏域の偏在があるんじゃないかと思っています。実態として、あき総合病院から幡多けんみん病院に助産師が応援に行かないといけない現状ですので、幡多けんみん病院で勤めていただくためのインセンティブが何らか要するというので、このことがあったわけですね。わかりました。

◎坂本（茂）委員 償還免除となる就業期間の違いが、どこまでインセンティブになるのか。特に貸付期間が 1 年の場合だったら違いが 1 年間ですよ。それが、中央保健医療圏域以外への誘導策にどれぐらいの効果があると見ているのか。

◎山本健康政策部長 この件に関しては、県立大学の看護学部で育成していただいている先生方と、何がインセンティブになるでしょうと協議をしました。金額をふやすという案もありましたが、今でも 10 万円とか 15 万円ですので金額ではなくて、例えば県外から来ている方は、しっかり働いて、義務年限を果たした上で、その地域が気に入って定着する方もおいでますけれど帰られる方もいます。そのときの 1 年は物すごく大きいというお話をお聞きして、やはりインセンティブとしては、お金もさることながら 1 年でも就業期間なんだと。ただ、余り短くすると働いていただけないので、1 年とかそのぐらいの年数ですけれど、この制度を入れるように考えました。

◎坂本（茂）委員 もう一つは、今課題になっている医療機関への就職にまでつながるかどうかも含めて、一方で抜本的な対策も必要です。ことし公営企業局のほうで受験資格年齢を引き上げたことによって受験者がふえていますけれども、それが果たして定着するかどうかという問題もあって、今回取り入れた幾つかの改善策がどういう効果をもたらしていくだろうか、あるいは、即効性が見えなかったときに、ほかにもっと考えられるべきことはあるのかどうか、そんなことは検討されていますか。

◎山本健康政策部長 県立病院の勤務環境というのは公営企業局のほうですけど。私どもとして、この奨学金の貸付金と、もう一つは、今まで幡多けんみん病院は助産師の研修先になっていなかったんですけど、研修を受けていない病院へ来てくださいと言っても、それはなかなか難しいですよというお話も養成側からお聞きをしていました。一つの例として、JA高知病院が研修を受け入れ始めて、毎年定期的に採用があるようになっていきます。ですから、研修の受け入れが要るということで、幡多けんみん病院もそういう研修を受けていただけるよう、私から確定的には言えないですけど、そういう議論もしていただいています。「ああ、ここだったら勤めてもいいかな」という環境を整える必要があるという議論をしております。

◎坂本（茂）委員 あき総合病院からの応援だけでなく、高知医療センターからも行くようになったわけですけども、その辺は納得づくで行かれているということでよろしいですか。

◎山本健康政策部長 高知医療センターやほかの病院との話は、主に公営企業局がしています。私どもは、話をしているということを知って側面的なお話をしていますけれども、メインは公営企業局にやっていただいています。

◎吉良委員 看護師を何とか確保したいということで偏在も含めて改正の内容は理解できるんです。ただ、インセンティブになることはいいんですけども、3%の利子の新設はペナルティーにもなるんじゃないか、これはいかがなものかという思いがするんです。どういう形で3%も含めて導入することになったのか。

◎川内医療政策課長 このほかにも市内にはさまざまな貸し付けの制度がございます。例えば、医師の奨学金の場合は年10%という利子を付しています。今回、改正の議論をしたときに看護師なども同様に利息を付すべきではないかという意見もございました。ただ、やはり県内への就業促進ということと学資の支援という側面もございましたので、引き続き無利子でいくのが望ましいとは考えておりましたけれども、県内の指定医療機関、すなわち郡部に残っていただきたいという目的は果たされないけれども、県内にとどまっていたいただきたいということを政策的に実現したいという考えで、県外に行かれた場合は利子をいただく。逆に県内定着へのインセンティブとさせていただきたいという思いで、今回3%という利息を設定させていただいたということです。利息の水準は、現行の他の融資制度

ないしは民間の融資制度との均衡を図った上で判断したものです。

◎吉良委員 学生に対する奨学金は国際的に見ても給付制が多いし、ましてや利子はないです。これは考え直すべきじゃないかと思います。再考を促したいと思うんですけども、部長はどうなんですか。

◎山本健康政策部長 一般的に考えれば奨学金は無利子という議論はあると思います。これまでは無利子でずっと来たのも事実ですけども、高知県の中でも特に看護師が不足している中山間地域に就職をお願いする前提の奨学金ですので、有利子の貸し付け制度がある中で、県外に行かれる方については、ペナルティーとまでは位置づけはしてないんですけど、県内に残っていただくインセンティブをつけさせていただくという整理をさせていただいたところですので、お願いできればと思います。

◎吉良委員 どこで就職するかは基本的人権の問題で、自由な問題でありまして、償還免除となる就業期間を短くするとか、そういう政策誘導が適切なあり方じゃないかと思います。ぜひ、これについては、再検討を含めて考えていただきたいと思います。

◎浜田（英）委員 例えば、林業学校でいうと、林業学校で学んだ方が林業以外へ就職した場合は給付金をお返しいただくということでやっています。一定、県の全体の考え方としたり整合性がとれているんじゃないかと思います。

◎桑名委員 自分たちも漠然と看護師の地域偏在と言っていますけれども、例えば安芸であとどれぐらいふやしたらいいのかとか、高幡でといった目標は立てているんですか。

◎川内医療政策課長 具体的な目標値の設定まではしておりません。2ページの図を見ていただきますと、人口当たりの看護師数は中央保健医療圏に集中しておりますけれども、安芸保健医療圏、高幡保健医療圏は少ないとは言いましても、全国平均を若干上回っている状況です。ただ、100床当たりで見ますと全国平均と比べると少なく、これは、もともと療養病床が多いという側面もございます。全体として、看護職員の大きな不足は平均すると見えないですけど、郡部、特に東部は新規の若手職員の採用が難しい。また、高齢の職員が多い現状があります。ですので、できるだけ若い職員の採用をふやして看護職員の循環がよくなればと思います。地域ごとに、個別の医療機関が困っていないか、地域で一息つけるのかどうか、よく注視しながら今後の対策を進めていきたいと考えております。

◎桑名委員 確かに数字だけでは見えないものがあると思うんですが、例えば、安芸だったら何科で何人必要か。病院数もそんなに多くないんで調べていったら不足数は出てくると思うんです。漠然と地域偏在というだけだったら、なかなか県民の皆さん方の理解も得られないと思うんです。そんなところも一つ整理をするのも必要じゃないかなと思います。

◎川内医療政策課長 来年度に次期の看護職員の需給見通しのための調査を国が行って、各都道府県でも実施することになっております。そこで各医療機関の今後の採用見通しと

か、病院として必要と思われる数などを出していただくことになっております。そこと今後の見通しとのギャップをどう埋めていくか、数字をつぶさに見ながら、次期の需給見通しという形でしっかりと計画を立てていきたいと思っております。

◎大野委員 指定医療機関の対象地域が広がったことは大変ありがたいことです。それと、償還免除となる指定医療機関に訪問看護ステーションを追加ということですがけれども、これは県下全域ということですがけれども、例えば就職というときに、大きい病院なんかは訪問看護ステーションもありながら通常の看護師もいますね。就職という観点で言えば、看護師として就職したけれども、訪問看護に当たる人もいれば、通常の看護師として仕事することもありますね。訪問看護をどう指定していくか、さび分けが物すごい大事。例えば高知市内でも、「あの病院に入ったら奨学金の返済が要らなくなったよ」とか、返還に及ばなかったり、そういうことになりかねないと思うんですけれども、さび分けをどうつけていくのかお伺いしたいです。

◎川内医療政策課長 今回、償還免除の対象として追加をしましたのは、訪問看護ステーションです。各医療機関は訪問看護ステーションを大体併設しており、施設としたら病院とは別という形になっております。償還免除の際には、それまでの就業証明を出していただくことになっておりますので、そこで対象になっている訪問看護ステーションで専従として勤務したという証明を出していただくところで確認をさせていただこうと思っております。

◎加藤副委員長 看護師の奨学金ですが、8割が中央保健医療圏に集中して地域偏在が認められるという課題に対して、さっきの利子の話で、県内と県外というさび分けはしているんですが、中央保健医療圏と中央外というさび分けの検討もしっかりされたのかどうか。

◎川内医療政策課長 これは利息を付すべきかという議論の中で、そもそも指定医療機関に従事せず中央にとどまる場合は利息をつけるべきだという意見もありましたが、県内には残っていれば将来的には郡部に勤務をしていただける可能性もゼロではありませんので、指定医療機関以外で就業された場合でも無利子とさせていただくという結論になりました。

◎山本健康政策部長 中央保健医療圏以外の中山間で看護師確保に困っている病院で一定期間勤務していただければ返す必要がなくなりますので、利子がつく、つかないじゃなくて、償還免除という前提の奨学金制度です。

◎加藤副委員長 それはよくわかるんですが、問題提起として中央保健医療圏に集中しているからこういう仕組みを設けたんだというたてりからすると、中央保健医療圏の偏在を解消するために中央とそれ以外という検討もあっていいんじゃないか。今回は県外のほうには利子を新設して2階建てにしたわけですね。例えば3階建てにするような議論がされたのかどうか。

◎山本健康政策部長 利子の議論は県内と県外だけです。嶺北は中央保健医療圏ですけれ

ど中山間ですので、中央域という理由よりは、高知市周辺の医師、看護師が多い地域とそれ以外という整理で考えていただければと思うんです。中山間地域に就職していただければ返す必要がないという前提で、2段階の整理です。3段階の必要がない、利子はもともとつかないという整理です。

◎桑名委員 目指すところが、今、看護師の8割が中央圏にいる。これを70%にすることじゃないと思うんです。高知市内も飽和状態ではないと思うので、ここもふやす。でも、実数として郡部をふやしていくという考え方じゃないと、中央の看護師を外に出すととられると思うので。

◎山本健康政策部長 今、県内で800人ぐらいの養成規模がありますけれど、この奨学金の貸し付けは50人、60人の規模です。採用の割合もそうです。ですから、中央保健医療圏で就職している人を減してではなくて、中央域以外になかなか行っていただけないので、中山間にある医療機関に就職していただくインセンティブとして奨学金の免除、全額返さなくてもいいですよというのが、まず大きな奨学金制度としてあります。

この奨学金は、そもそも中山間の看護師の確保を大前提とした制度になっていますので、中央域ではありますけれど、佐川町とか日高村とかそのあたりは看護師確保で困っているので、圏域でいえば広く嶺北も入れた中央域ではありますけれど、高知市周辺ではないという整理で、そちらのほうへは一定行きやすくしたということです。

◎桑名委員 偏在とかじゃなくて、地域の看護師をふやすという形じゃないと誤解を生むと思います。高知市などの県中心部にいっぱいいるから、それがそもそもおかしいと捉えられるんじゃないですか。

◎加藤副委員長 趣旨としては、足りないところにしっかりふえるような検討をいろんな角度からしていただきたいということです。

最後に、今回0%と3%という利子を新設したんですが、奨学金はしっかり返してもらっているんでしょうか。

◎川内医療政策課長 現在、大半の方々に順調に償還していただいております。健康面の事情または十分に就業できていない方々につきましては、少額でも分割で納付していただいております。現時点で滞納となっている方が20名ほどおられますけれども、これらの方々も過去の償還分がまだ追いついていないことでの滞納ですけれども、少額でも返していただいております。引き続き債権管理をしっかり行って、不良債権にならないように留意していきたいと思います。

◎加藤副委員長 実効性、公平性担保のためにもしっかり回収を頑張っていただきたいと思います。

◎依光委員長 ほかに。

(な し)

◎依光委員長 質疑を終わります。

〈医師確保・育成支援課〉

◎依光委員長 次に、医師確保・育成支援課の説明を求めます。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 当課からは、高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案について御審議をお願いします。

右肩④の議案説明資料（条例その他）の3ページ、下段の議案説明をごらんいただければと思います。この条例改正は、平成29年度から始まります新たな専門医制度を見据えて、県の奨学金の貸与を受けた医師が、貸与を受けていない医師と同様に県内で希望する専門医資格を取得できるように、奨学金の償還免除となる医療機関の拡充を図るなどの改正を行うことで、県として必要な医師の確保を推進していこうというものです。

改正内容に先立ちまして、まずは医師のキャリアパスについて説明させていただきたいと思えます。危機管理文化厚生委員会資料、議案参考資料の赤いインデックスの医師確保・育成支援課の1ページをお開きいただければと思います。

6年間の医学教育を受け大学医学部を卒業し、医師国家試験に合格して医師登録の手続を行いますと一応医師ということにはなりますが、それだけでは十分ではございません。その後、2年間の初期臨床研修で、基幹型臨床研修病院におきまして、内科、救急部門を初めとする各診療科の臨床研修や1カ月の地域医療の現場での地域医療研修などを体験するなどして、特定分野だけでなく医師として最低限必要とされる知識、技術を身につけることとなります。引き続いて3年目以降、内科、外科、小児科、産婦人科など希望する診療科に分かれて当該分野の診療経験を積み重ね、知識と技術を習得して、各学会が認定する専門医資格等を取得していくのが一般的な流れでした。ただ、専門医資格と申しまして、これまで各学会が独自に制度設計を行ってきたため、例えば、内科領域と思われる専門医資格につきましても、総合内科専門医、消化器病専門医、循環器病専門医、呼吸器病専門医と多数ございまして、わかりにくくなっております。一部には、心身医療専門医と心療内科専門医と違いがどうあるのかわかりにくい専門医もございまして、平成29年度からは、一般の方がイメージしやすい内科、外科、整形外科、眼科、救急科など基本的な診療領域の研修と、より専門性の高いサブスペシャリティ領域の研修に分けて、統一したコンセプトに基づいた制度設計で専門医制度を開始することとなりました。

新たな専門医制度の仕組みにつきましては、2ページ目に示しております。これまでの専門医制度の欄にお示しているような状況を踏まえまして、統一的な基準に基づく専門医制度を構築すべきとの観点から、日本医師会と日本医学会等が平成23年から検討を開始し、平成26年5月に一般社団法人日本専門医機構が創設されました。同年7月には専門医制度整備指針が取りまとめられ、それぞれの診療領域における適切な教育を受けて患者から信頼される標準的な医療が提供できる医師を専門医と定義した上で、専門医の質を担保

し、受診のよい指標となる制度を基本理念として、基本領域とサブスペシャリティ領域の2段階制度の専門医制度として設計されました。制度の企画・運営などは各学会ではなく日本専門医機構が行うこととし、同機構が専門医制度の枠組み、研修プログラムの審査、認定、専門医の認定更新手続などを担うようになっております。

基本領域は右中ほどに示しております19領域としまして、19領域の学会ごとにプログラム整備基準が策定、公表されております。現在、モデルプログラムの審査がなされ、一部の診療科では確定し公表もされております。今後、県内も含めまして、各地域の基幹研修施設がプログラム整備基準及びモデルプログラムを参考に診療科ごとの基本診療領域研修プログラムを策定して、日本専門医機構に申請することになります。日本専門医機構では、平成28年5月末までには全研修プログラムの審査認定を行い、平成28年6月から専門医を目指す医師からの申請受け付けを開始するという段取りになっていると聞いております。現在、県の奨学金の貸与を受けた研修1年目の医師は当然対象となりますので、彼らが県内で希望する専門医資格を取得できるよう環境が一定確保されることを早急に明確化することが重要と考え、今議会に条例の改正の御審議をお願いする次第です。

3ページ目をごらんいただければと思います。上段が現行条例における、下段が条例改正後の償還免除対象となる指定医療機関及び免除算定年数等を示したものです。

まず、医師不足地域として、現行では、高知市、南国市、土佐市、旧伊野町以外の地域としておりましたが、改正条例では大学病院や基幹病院が集中する高知市及び南国市以外の地域を医師不足地域としました。医師不足地域におきまして償還免除対象となる医療機関を指定医療機関と定義し、これまでの公的医療機関及び100床以上かつ一般病床60%以上の医療機関に加えまして、機構認定の専門医プログラム参加医療機関を追加しました。これにより、県内の研修プログラムが決まる前ではございますが、中山間地域で中核的な役割を担う医療機関はほぼ対象になるのではないかと想定しております。現行では、高知市、南国市におきましては、小児科、産婦人科を除いて、高知大学医学部附属病院のみが指定支援医療機関として勤務年数の半分を免除算定しておりました。

改正条例では、機構認定の専門医、プログラム参加医療機関を特別指定医療機関と定義し償還免除の対象としました。具体的には、大学病院、高知医療センター、高知赤十字病院、近森病院等が想定され、現在の若手医師が現行制度に基づく専門医研修を受けている医療機関はほとんど対象になるものと考えております。ただし、高知市及び南国市の特別指定医療機関での勤務のみで奨学金返済義務を完了できるということを認めますと、医師不足地域の医師確保という条例本来の趣旨に反することから、特別指定医療機関の勤務年数については、義務年数から初期臨床研修として免除算定される年数を除いた期間の半分までは算定できることとしました。最も一般的な例で医学部在学中6年間の貸与を受けた場合、義務期間は貸与期間の1.5倍ですので9年になります。免除対象となる初期臨床研

修2年を除いた残り7年につきまして、半分の3年6カ月間までは高知市または南国市の特別指定医療機関での勤務年数を免除算定できることとなります。なお、医師不足地域で指定医療機関に勤務した年数は上限なく全て免除算定が可能となります。

特例的な扱いとしまして、下段右側に示しますように、産婦人科の医師として勤務する場合については、現在、県内の分娩施設が限定されており、しかも若手医師に対して指導できる医療機関が限られていること、専門医資格取得後であっても、若手産婦人科医師が1人で分娩に対応することは安全な分娩の確保上問題があることなどから、現行の枠組みを維持しつつ高知市及び南国市であっても免除算定年数に上限を設けないこととしました。専門医を取得した後も、その更新がごさいますし、サブスペシャリティ領域の専門医を目指したり、一定期間県外または海外留学を希望する医師も多いと想定されますことから、初期研修終了後15年以内に義務を果たしていただくよう猶予期間の上限を15年と明記しました。

最後に、これまでの奨学金の貸与状況について4ページで説明させていただきます。

平成19年に開始して以降、現在まで229名の医学生に貸与してまいりました。平成27年12月1日現在、2の表に示しますように、留年の2名を除きまして181名の医学生に貸与を行っております。卒業した方については、現在、償還期間中の医師が表3の34名、義務を果たされた医師が4番目の表の最上段の4人となっております。奨学金の貸与を受けたにもかかわらず返還することとなった方は医師では3人、学生では5人となっております。

改正条例の施行期日は平成28年4月1日とし、施行日時点で償還決定がなされている表4以外の者に対して、施行日以降の医療機関及び勤務年数について適用することとしております。平成29年の新専門医制度の開始に1年先立つ施行となり、かつ旧の専門医制度にのっとり専門医を目指している医師にも改正条例が適用されることとなりますが、これは、制度変更自体が奨学金貸与を受けた人の責に帰さないのに、卒業年次が1年違うだけで大幅に状況が変わること。また、仮に現在卒後3年目の医師が、新たな専門医制度に乗って資格を取りたいといった場合、取れなくなるという不公平感が生じるおそれがございます。それを避けるためのものです。現在、彼らの指導に当たられている高知大学医学部の幹部からも、この対応については強い要望がなされております。

現在、県内の医療機関に勤務を果たされている医師は、中核病院の第一線で医療を支えておられる医師であり、自分たちへの県の評価や、県の若手医師への取り組み姿勢などに対して不信感を持たれますと制度から離脱することにもなりかねません。それは非常に怖いことですので、それを避けるための措置と御理解を賜ればと思います。来春以降、奨学金貸与を受けた卒業生が毎年30名近く卒業します。彼らが医師として進んで、高知県内で診療に従事したいと思うようになるためには、県が彼らのキャリア形成に十分配慮してい

ることを制度として明確化することが不可欠です。その観点から本条例の改正は非常に重要と考えておりますので、よろしく御審議のほどお願いします。

◎**依光委員長** 質疑を行います。

1点。総合診療専門医ですが、高知県に来たらここが学べるという希望を抱くわけですが、新しい診療科ではないかと思うんですが、今どのくらい県内に医師がいらっしゃるのか。

◎**家保副部長兼医師確保・育成支援課長** 総合診療医については、プライマリ・ケア関連3学会というところが、これまで認定をしており、また、3学会の標準プログラムをつくっております。それに乗って若手医師の養成をしていたところが、高知大学医学部の家庭医療学講座、それから県立病院グループということで、あき総合病院と幡多けんみん病院が連携して養成をしております。高知大学は今までに1人がプログラムを修了されて、現在、四万十市民病院で勤務されております。県立病院のプログラムにつきましては、この春から2名が参加して総合医を目指して頑張っておられる状況です。新しい制度につきましては、高知大学医学部の家庭医療学講座、両県立病院に加えて、高知医療センター、高知市の近森病院、細木病院、高知西病院とかいろんなところが関心を持っておられます。そういうところで、現在、協議会を開催していただいておりますので、できるだけ県下一本でいろんなところが回れるように、郡部と中央部がローテーションしながら資格が取れるプログラムになるようお願いしておりますし、県としてもいろんな意味での支援をしていきたいと考えております。

◎**依光委員長** 課長の御説明をお聞きしていたら、非常に高知県は進んでいると感じます。学生からしてみたら、高知県に来たらすごくいい医師になれるということも大事かと思えます。そういう意味では2つある養成グループが協力して取り組んでほしいと思いますが、今、診療で手いっぱいのところを教えていくのも、なかなか大変じゃないかなと思いますが、その辺はいかがですか。

◎**家保副部長兼医師確保・育成支援課長** 指導医をきちんと確保しないと質が担保できませんので、各病院には受け入れの人数とか、指導医の数を明確にさせていただいて、プログラムをはっきりさせないと呼び込みができないと思っております。新しい制度になり、各学会の専門医を一度更新した方は、指導医資格ありとみなすとかいろんな経過措置も考えておられるようです。足らなければ、それに向けてのワークショップを開催するという話も聞いております。本県の高知医療再生機構の理事長が専門医機構の理事でもあり、総合診療のプログラムにも積極的に関与いただいておりますので、情報を得ながら県外からも来ていただけるようなきちんとしたプログラムになるように、ともに頑張っていきたいと思っております。

◎**浜田（英）委員** これはジェネラルプラクティショナー、GPのことを言っているわけ

でしょうか。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 総合診療医は、今まで県がいろんなことでやってきたGPとほぼ同じことだと考えていただいてもかまいません。

◎浜田（英）委員 あき総合病院でも既に医師2人ぐらいがGPの研修をされているというのですが、まだ卒業はできないですか。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 現在、あき総合病院のプログラムは最低3年ということで。あき総合病院でことしの春から始めましたのでまだ1年目ですので、もう少し時間がかかります。

◎依光委員長 よろしいですか。

（な し）

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈医事薬務課〉

◎依光委員長 次に、医事薬務課の説明を求めます。

◎西森医事薬務課長 当課からは、第11号議案、高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案について説明させていただきます。

議案参考資料の医事薬務課の赤いインデックスがついたページをごらんください。この条例議案は、第5次分権一括法の施行による医薬品医療機器等法の一部改正に伴い高知県の事務処理の特例に関する条例を一部改正しようとするものです。黒丸の1点目、医療機器についてにありますように、医療機器は不具合または機能の障害が生じた場合に、人の生命及び健康に影響を与えるリスクの大きさにより、一般医療機器、管理医療機器及び高度管理医療機器の3つに分類されています。このうち、リスクが高い治療用コンタクトレンズ、ペースメーカー等の高度管理医療機器を販売・貸与するためには業許可が必要となります。この許可は、営業所ごとにその営業所の所在地の都道府県知事、保健所設置市においては市長が与えております。各営業所において実地で管理を行う高度管理医療機器等営業所管理者の兼務については、現行法では、事前に知事の許可をとる必要がありますが、本県の場合、事務処理特例条例にて、高知市に兼務許可の事務を委任しているところです。今回の改正の項にありますように、事業者の負担を軽減するとともに、事業者に対する一体的な指導監督を可能とすることを目的に、営業所管理者の兼務許可についても保健所設置市に移譲する内容の法改正が行われ、平成28年4月1日から施行されます。現在、高知県では、事務処理特例条例にて、高知市に兼務許可の事務を委任しておりますが、法律により高知市に一部権限が移譲されるため、条例での当該事務の規定を削除しようとするものです。

次に、資料4、議案説明書（条例その他）の86ページをごらんください。事務処理特例条例のうち、医薬品医療機器等法に関連する項目の新旧対照表を掲載しております。

87 ページの右列、旧欄のイ、その他の事務の（ア）が、今回削除しようとする項目です。改正後は、ア 薬局に関する事務、イ その他の事務という区分をなくし、旧のイの（イ）をエに移動して、事務の内容を法の条項の順に記載するよう改めております。

私からの説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

（な し）

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈健康対策課〉

◎依光委員長 次に、健康対策課の説明を求めます。

◎福永健康対策課長 当課から審議をお願いしておりますのは、一般会計補正予算議案です。

資料②議案説明書（補正予算）の13ページをお開きください。3段目の欄の8目ですが、健康対策費です。一番右側にあります説明欄の1、感染症対策事業費の予防薬整備委託料ですが、医療機関での診療において針刺し事故等が起こりH I Vへの感染を疑う場合は、2時間以内に予防薬の服用を開始しなければなりません。流通の少ない薬であるため、事故が起こってから手配しても2時間以内には準備できないことから、県が12カ所の医療機関に追加配備する費用について補正をお願いするものです。これは、昨年度、県内で起こった事案に関係するので、そのことを踏まえて説明させていただきます。

議案参考資料、赤色のインデックス、健康対策課の1ページをお開きください。エイズ対策における予防薬整備の拡充についてという資料です。

H I V／エイズにつきましては、かつては死に至る病気と言われ、特定の医療機関での入院治療が中心で、県内でも5つの医療機関をエイズ治療拠点病院として指定し、治療を実施してきましたが、近年の治療薬の進歩により患者のほとんどが自宅で日常生活を送りながら治療を行うコントロール可能な慢性疾病となっております。しかし、新規患者の届け出は、近年増加傾向にありまして、拠点病院以外の一般医療機関においても、H I V／エイズ患者の診療を担う機会がふえてきており、その対策が必要となっております。

そうした中、昨年度、県内におきまして、H I V／エイズの診療問題に関する新聞報道がありました。1つは、昨年5月に報道されました歯科診療での拒否事案です。この事案は、実際には診療拒否ではありませんでしたが、歯科診療所全般の感染管理体制が十分でないことが原因となっております。そのことから、本来は全ての診療所で見ることができるのが理想ではありますが、当面、各地域でH I V／エイズ患者を受け入れることができる協力歯科医療機関を養成する事業を行うなどの対策を実施しました。

また2つ目として、昨年11月に内科での診療拒否事案の報道がございました。こちらにつきましても実際は診療の準備に手間取ったために起こったもので、診療拒否事案では

ありませんでしたが、ふだん患者を受け入れている医療機関であっても、患者対応の基礎知識が乏しい医師では受け入れが難しいことが原因でした。そのことから、今年度の事業として、H I V / エイズ専門診療以外の診療について、それぞれの病態ごとに協力医療機関を養成し、診療連携体制の構築を図っております。

2 ページをごらんください。こうした拠点病院以外での協力医療機関による診療連携体制を構築していく中で、患者診療において、万が一、針刺し事故などの血液暴露事故が起こった場合の体制が課題として上がってまいりました。H I V / エイズ診療で針刺し事故等が起こった場合には、2 時間以内に予防薬の服用を開始することで感染を阻止できるとされておりますが、予防薬は一般には流通していない薬であるため、厚生労働省の通知により各県で配置をすることとされています。

高知県では、過去には拠点病院での診療が中心であったことから、平成 11 年より 5 カ所の拠点病院に予防薬を配置しております。これが 2 ページの右側の地図の丸の 5 カ所ですが、協力医療機関の中には近くの拠点病院まで 2 時間以上かかる場所もあることから、配置施設の拡充について検討をしていたところですが、法的な課題があり対応できていなかったのが現状でした。

今回、県薬剤師会に予防薬の購入と分包、譲渡貸与を委託し、県薬剤師会会営薬局を通じて、資料にあります下の地図ですが、各地域の中核的な医療機関に予防薬を配備することにより法的な課題を解決できることとなりましたので、緊急に対応いたしたく補正をお願いするものです。これにより、H I V / エイズ診療に協力いただいている医療機関が安心して患者に対応できるものと考えております。

以上で、健康対策課からの議案説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 ほかにも例えば、感染症の患者を治療しているの針刺し事故とかあると思うんですけども、全ての感染症へ対応できるようになっているのでしょうか。

◎福永健康対策課長 感染症によりまして感染予防のタイムリミットに若干違いがございます。代表的な感染症としましては、B 型肝炎とか幾つかございます。こちらにつきましては、H I V に比べますと感染予防のタイムリミットにかなり余裕があることが一つと、もう一つは、ワクチンによって予防ができますので、基本的に医療従事者に関しましては、B 型肝炎ワクチンによって抗体を持っていただくような対策を進めていく形になります。基本的に H I V に対応することになりますと、ほかの感染症への対応は十分に可能であると考えております。

◎桑名委員 関連で。これはエイズ診療における針刺し事故だと思うんですけど、通常、患者がどんな病気を持っているかわからないですが、病院ではどういう対応をするんですか。

◎福永健康対策課長 相手が感染症を持っているかどうかは大きい問題です。H I Vの場合、原則は、患者にお願いをして、医療機関に同伴して行って、患者の血液検査をして陽性であった場合に対応するようになります。そこが難しい場合は、予防薬を備蓄している医療機関の医師の判断によって、リスクを勘案しながら予防薬を飲むか飲まないかを決定していただきます。B型肝炎等についても同様に、検査を行って、その結果によって予防手段をとるかとらないかを決めます。あらかじめ患者の情報がわかっている場合はいいんですが、そうでない場合で患者がついていけないケースとか、これはあってはいけないですけれども、患者が帰った後で「実は」と申し出られるケースの場合には、備蓄をされている医療機関の医師の判断を仰いで、リスクが高いということになりますと本人の合意で予防薬を飲む形で対応します。

◎桑名委員 高知県では、年間に針刺し事故はどれぐらい発生しているんですか。

◎福永健康対策課長 針刺し事故の実態調査は県内の大学で行われておりまして、県内では500件程度の事例があるのではないかとされております。全てリスクが高い件ではございません。ただ、一部には一定のリスクを持ったケースがあると思います。なお、H I Vに関しましては、きちんと治療されている方はウイルス量が少ない状態ですので、予防内服はされると思いますけれども、感染リスクはそんなに高くはありません。一番問題なのは、感染をしているが治療をされていない方で、血液中に非常に多いウイルス量がございまして、こういうケースの場合は感染可能性が非常に高くなってまいります。リスクが高いケースはそんな多くはないと思いますけれども、針刺し事故自体は、実態としては結構起こっていると認識しています。

◎西森委員 予防薬はどれくらいもつものでしょうか。毎年予算がこういう形で出てくるんですか。

◎福永健康対策課長 予防薬につきましては2年ごとに更新が必要になりますが、抗ウイルス薬自体は日進月歩でして、今回、追加配備をお願いする予防薬は2年前に拠点病院に配備させていただいた予防薬とは違っております。そのように2年たちますと新しい薬になる可能性が高いです。予防薬はH I Vの診療を行っているところの推奨に従って配備しております。

◎浜田（英）委員 金額が64万1,000円と出ていますが、1錠当たりの薬の単価はどれぐらいですか。

◎福永健康対策課長 薬の種類が2種類ございます。1つは1日1個です。1つは1日朝晩2回服用です。2つの30日分の価格が20万円強です。したがって、1日分は7,000円程度になります。

◎依光委員長 よろしいですか。

（な し）

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、健康政策部を終わります。

暫時休憩いたします。再開は午後1時とします。

(昼食のため休憩 11時51分～13時0分)

◎依光委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

#### 《地域福祉部》

◎依光委員長 次に、地域福祉部について行います。

最初に、議案について、地域福祉部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎井奥地域福祉部長 説明に入らせていただきます前に、井上副部長につきまして、所用のため欠席をさせていただきますこととおわび申し上げますとともに、御了承をお願いします。

それでは、総括説明をさせていただきます。地域福祉部が審議をお願いします議案につきましては、一般会計補正予算とその他議案が3件となっております。

まず、資料②議案説明書(補正予算)の14ページをごらんください。一般会計補正予算の総括表です。福祉指導課におきまして、生活保護受給者に係る医療扶助費が当初予算計上額を上回る見込みとなりましたことから、1億9,198万4,000円の増額補正をお願いしております。このほか、南海トラフ地震の津波対策として進めている社会福祉施設の高台移転につきまして、移転先用地の確保に不測の日数を要したことなどによる2件の繰越明許費の追加のほか、今年度末をもって現在の指定管理委託契約が終了します高知県立ふくし交流プラザ並びに高知県立障害者スポーツセンターの次期管理運営委託と、現在進めています療育福祉センターと中央児童相談所の改築工事にあわせて、レントゲン撮影装置を購入する経費に係る3件の債務負担行為の追加をお願いしております。詳細につきましては、後ほど担当課より御説明をさせていただきます。

次に、3件のその他議案の審議をお願いしております。

議案③、高知県議会定例会議案(条例その他)、目録の2ページ目をごらんください。第19号議案の高知県が当事者である訴えの提起に関する議案につきましては、委託契約の解除に伴う委託料などの返還金の支払い督促等を行ってりましたが、相手方が支払いに応じないため、請求の訴えを提起するため議決を求めるものです。

続いて、第22号議案及び第23号議案につきましては、高知県立ふくし交流プラザ並びに高知県立障害者スポーツセンターの次期指定管理者の指定に係る高知県議会の議決を求めようとするものです。以上の議案の詳細につきましても、後ほど各課長より説明をさせ

ていただきます。

最後に、当部で所管しております審議会の開催状況です。資料のA4横の平成27年度各種審議会における審議経過等一覧表（地域福祉部）をごらんください。2ページ目までが開催状況の一覧となっております。平成27年9月定例会開催以降、昨日までに開催されました審議会は、右端の欄に平成27年12月と書いており、高知県社会福祉審議会など8件となっております。このうち、主なものについて説明をさせていただきます。

1ページ目の下から5つ目、高知県障害者施策推進協議会につきましては、平成27年11月25日に開催し、来年4月に施行されます障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、本年度策定する予定となっております障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の素案について説明、御審議をお願いしました。今後、委員からいただいた意見などを参考にしながら年度内の策定に向けまして作業を進めたいと考えております。

その他の審議会につきましては、お手元の一覧表に、主な審議項目、決定事項など、また、その審議会などを構成する委員の名簿につきましては資料の最後につけておりますので、御確認をお願いいたします。

私からの説明は以上です。

◎依光委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈地域福祉政策課〉

◎依光委員長 初めに、地域福祉政策課の説明を求めます。

◎神田地域福祉政策課長 それでは、地域福祉政策課の議案の説明をさせていただきます。

当課からは、補正予算議案1件と、その他議案2件の審議をお願いしております。

まず、補正予算ですが、高知県立ふくし交流プラザの管理運営委託に関する債務負担行為の予算となっております。この予算議案につきましては、今回提出しております指定管理に関するその他議案と関連しますので、後ほど指定管理の議案を説明させていただく中で、あわせて説明させていただきます。

続きまして、その他議案について説明します。右肩③条例その他議案の41ページをお願いいたします。

まず、第19号議案、高知県が当事者である訴えの提起に関する議案です。資料4、議案説明書の7ページをあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

内容ですが、県は、土佐市の株式会社ワイ・エム・インターナショナルを相手方として、平成25年度及び平成26年度に緊急雇用創出臨時特例基金を財源とする業務委託契約を締結しておりました。しかし、委託事業の実績報告を求める中で同社の不正行為が発覚し、委託事業が適正に履行された事実を確認することができない状態となったため、平成25年度分と平成26年度分の業務委託契約を解除するとともに、当該委託事業を前提と

して交付しておりました、平成 26 年度高知県緊急雇用創出正規雇用促進費補助金の交付決定を取り消し、支払い済みの委託料等の 3,100 万円余りの返還金の支払いを求めました。しかし、相手方が支払いに応じないことから、県の法律相談員である弁護士にも助言をいただきながら民事訴訟を提起することが必要と判断したものです。このため、訴えの提起に関して地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づく議会の御承認をお願いするものです。

続いて、右肩③の条例その他議案資料の 46 ページをお願いします。第 22 号議案、高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定に関する議案です。高知県立ふくし交流プラザの管理運営につきましては、平成 18 年度から指定管理者制度を導入しておりますが、その指定期間が平成 27 年度末で終了しますので、新たに平成 28 年 4 月からの 5 年間についての指定管理者を指定しようとするものです。詳細につきましては、議案参考資料で説明させていただきます。

地域福祉政策課のインデックスがついた資料をごらんください。

1 ページ目ですが、高知県立ふくし交流プラザは平成 7 年にオープンしまして、多目的ホールや研修室、福祉用具展示スペースなどを備えた福祉の拠点です。この高知県立ふくし交流プラザの管理及び運営につきましては、民間事業者等が持つ能力やノウハウを生かし、住民サービスの向上及び経費の縮減を図ることを目的としまして、指定管理者制度を導入したものです。これまでの指定管理者の状況につきましては、第 1 期は財団法人高知県ふくし交流財団となっておりますが、それ以降は、社会福祉法人高知県社会福祉協議会が指定を受けております。指定管理者制度の導入の効果ですが、まず、経費面につきましては、導入前の平成 17 年度と平成 26 年度とを比較しまして、県からの支出額ベースで 3,000 万円以上の減額となっております。一方、サービス面につきましても、ホームページを利用した空き室状況や、事業の募集案内などの情報提供を行いますとともに、一部の貸し室については、条例で定められた上限額よりも料金を低く設定するなど住民サービスの向上にも積極的に取り組んでおります。

続いて 2 ページ目をおめくりください。今回、お願いしております指定議案の内容につきまして説明します。候補者の選定につきましては、9 月 7 日から 10 月 21 日までの 45 日間、地域福祉政策課のホームページなどによりまして公募を行い、その結果、応募があったのは現在の指定管理者であります社会福祉法人高知県社会福祉協議会のみでした。そして、指定管理者の候補者として適当かどうかを審査するため、福祉関係者や施設利用者、有識者など、外部委員 5 名で構成しております審査委員会において、高知県立ふくし交流プラザの運営方針や事業計画などについてプレゼンテーションを行っていただきましたところ、審査委員会から指定管理者の候補者として適当であると評価をいただきましたので、今回、社会福祉法人高知県社会福祉協議会を高知県立ふくし交流プラザの指定管理者とし

て指定する議案の審議をお願いするものです。また、指定期間を5年間としておりますのは、この施設が単に貸し館にとどまらず、施設機能を活用した介護講座等の実施や福祉用具の展示、貸し出しなどを行う施設であることから、業務内容の専門性や人材育成の観点、さらにはサービスの継続性や安定性を考慮しまして5年間としているものです。指定期間には利用者サービスの維持・向上などについてモニタリングを実施するとともに、必要に応じて業務改善に向けた指導・助言を行いますなど、指定管理者と緊密に連携をとりながら施設の適正な管理運営に努めてまいります。

続いて、今回の指定管理者の指定に伴う補正予算議案の説明をさせていただきます。資料②、議案説明書の15ページをごらんください。今回、平成32年度までの指定管理者の指定を行うことから、ここに記載の金額の範囲内において委託をするための債務負担行為をお願いするものです。

以上で、地域福祉政策課からの説明を終わらせていただきます。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 株式会社ワイ・エム・インターナショナルとの訴訟の関係ですけれども、返還を求めて支払いに応じなかったことで訴訟になるわけですけれども、相手側の支払いに応じない主な理由はどういうことだったんですか。そして、応じない理由として向こうから示されていることに対して県としてはどういう説得をしてきたのか。

◎神田地域福祉政策課長 詳細については訴訟にかかわる関係でもございますので、この場でのお答えは差し控えさせていただきたいと思いますが、今回、企業側から、虚偽の内容を含んだ実績報告が上がってきたもので、県としましては、業務が適正に執行された事実を確認できないことから、全体について契約を解除したものです。その点について、相手方も一部は虚偽の内容が含まれることを認めておりますけれども、一部にはまだ相手方と認識の一致を見ない点がございます。そういった点について意見書もいただいておりますし、それに対して、こちらからも回答をしておりますが争いがある状況でして、結果として、いまだ返還金が支払われない状態です。

◎坂本（茂）委員 適正に履行された事実が確認できない状態となったためやりとりが始まり、一部は認めているが全部は認めていないということでしょうけれども、認めている一部だけでは県としてはだめですよと、県として全部認めなければいけないような事実があったという判断をされたということですか。

◎神田地域福祉政策課長 まず、一部について虚偽報告がございまして、その点を踏まえますと、今回、県としては、実績報告があった内容について信頼することが全くできない状況であると判断しております。そういったことから、県として事業が行われたことが全く確認できない状態になりますので、全体について契約解除という形にさせていただいたものです。

◎大野委員 関連ですけれども、今、県は訪問看護に関して物すごい力を入れていると思うんです。契約も2年間ぐらいですけれども、訴えに至るまでの間に、事業者に対して育成の観点から指導したことはあったんでしょうか。

◎神田地域福祉政策課長 今回の事業の委託契約の締結につきましては、まず、事前の段階で事業者から事業計画が示されたものを、公益社団法人高知県看護協会とか、高知県訪問看護ステーション連絡協議会から、今回の事業を適切に実行することができるという御意見をいただきました。それを踏まえて委託事業を開始することになったということで、県としても委託契約締結時点では事業を適正に実行できることを確認して行ったものです。事業を実施するに当たって適宜情報交換もしていたんですが、結果として向こうからの報告の中に一部事実でない内容が含まれていたことで、今回、解除という流れになったものです。

◎大野委員 現段階では、その会社は事業を継続しておられるんですか。

◎神田地域福祉政策課長 会社自体は現在も存続しております。今回、委託事業で新たに土佐市、香美市で1カ所ずつ訪問看護事業所をスタートしておるんですが、香美市については4月30日時点で一旦休所をしている状況でございます。

◎大野委員 今、訪問看護は少ないので、ちょっとでもそういう事業者を育成する観点もあればよかったんじゃないかと思います。

◎坂本（茂）委員 高知県立ふくし交流プラザの関係ですけれども、審査委員会の開催で審査結果が408点ということで、これは今までの3期の間で何点ぐらいで評価が推移しているんですか。

◎神田地域福祉政策課長 前回は441点です。

◎坂本（茂）委員 募集に対する応募者が1者ですけれども、前回に比べて評価が下がっているのは、ここに書いてある研修の充実などに取り組んでいただきたいという指摘だけで下がるのか。その辺はどうなんですか。

◎神田地域福祉政策課長 今回指定を受ける事業者が連続になりますので、審査も厳し目に行ったということで、結果として少し点が下がっている状況です。

◎坂本（茂）委員 本当に福祉活動の拠点的な施設になっていて、それを運営していく意味では大変重要な役割を果たしていただいているわけですので、できるだけ利用者等の満足度の高い業務を行っていただくことがこれからも必要になってくるだろうと思います。審査委員会からの意見・要望だけじゃなくて、利用者のいろんなニーズに応えていけるように頑張ってくださいようお願いしたいと思います。

◎吉良委員 関連して。職員の資質の問題が出されていますけれども、勤務されている方々の雇用形態は、どういう状況ですか。

◎神田地域福祉政策課長 今回の指定管理の委託に関する人件費につきましては8名分で

して、正規職員3名、非常勤職員5名という計算になっております。

◎吉良委員 それは、社会福祉法人高知県社会福祉協議会は県の決定した正規職員、非正規職員の割合にしているということですか。それとも、県で正規職員としてくくっているのかどうなのか。

◎神田地域福祉政策課長 特にそういった枠は設けていません。事業者からの提案内容に基づいてこういったことになっています。

◎吉良委員 公務に準じた業務をされていますので、継続的に系統的に専門的な力量で対応する必要があるわけですから、県としても、できるだけ正規雇用でしっかりと業務に当たっていく方向を示していくことが、この意見・要望に答えていくことだと思うんですけども、それについての御意見はどうなんですか。

◎神田地域福祉政策課長 今回、特に正規雇用でなければいけないとか、非正規雇用でなければいけないとか、県としてそういう指定をした事実はございませんけれども、資質の向上につきましては、それを踏まえて5年間という長期の指定期間をとったもので、しっかりと職員の資質向上が図られるように委託先の社会福祉法人高知県社会福祉協議会とも連携をして進めたいと考えております。

◎西森委員 高知県立ふくし交流プラザの件ですけれども、今回、第4期の指定管理ということですが、第1期・2期は2者の応募があつて3期に関しては社会福祉協議会1者であつたと。これは、やはり幾つかの応募があつて、そういう中で点数の高いほうをとるという形になっていくほうが望ましいのかどうか、そのあたりはどうお考えになっているのか。

◎神田地域福祉政策課長 指定管理者制度の本来の趣旨から言いましても、たくさんの応募があり、その中で競争が図られて一番いいものが指定管理者に選ばれる形が当然望ましいと思っております。今回もそういった考えから、前回に比べて募集の期間を長くとったり、工夫はしたんですが、結果的に1者しか応募がなかったということで、これも踏まえて次のときはまた何らか検討してまいりたいと考えております。

◎西森委員 高知県社会福祉協議会が5年間、その前を含めると8年間、施設管理をやってきて、さまざまなノウハウを持っている中で、続けているところが有利になってくると思うわけです。そうした中であつてほかが入ってくるような状況をつくっていかうとした場合に、積み上げてきたさまざまなノウハウの情報公開がされているのかどうかに関してはどう捉えているのか。

◎神田地域福祉政策課長 特に事業者が持っているノウハウについては企業秘密もあるかと思えますけれども、高知県立ふくし交流プラザにおける事業、イベントなどの情報公開は積極的に進めていきたいと考えております。

◎西森委員 今後たくさんのところに応募してもらえるのが理想的であつて、その中で磨

かれながらよりいいものをつくり上げていくことが望ましいと考えたときに、さまざまな情報をいかに参入しやすい形で提供できるのか非常に大事になってくると思います。今回、応募が1者ですけれども、県としても、そういうことを考えながら、ぜひやっていっていただきたいとお願いをしておきたいと思います。

◎依光委員長 ほかに。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈高齢者福祉課〉

◎依光委員長 次に、高齢者福祉課の説明を求めます。

◎中村高齢者福祉課長 当課からは、一般会計補正予算1件の審議をお願いしております。資料②議案説明書(補正予算)の16ページをお願いします。繰越明許費です。地域包括ケア推進事業費ですが、四万十町では、低所得や独居の高齢者が、低廉な家賃で日常生活を支援するサービスを利用しながら、地域で安心して暮らし続けることができる住宅の整備を計画しております。具体的には、買い物や通院ができる利便性のある土地に見守りなどに配慮した8室の集合住宅の整備を計画しているものですが、実施設計等の着手におくれが生じ年度内の完成が見込めないことから繰り越しをしようとするものです。

説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈障害保健福祉課〉

◎依光委員長 次に、障害保健福祉課の説明を求めます。

◎梅森障害保健福祉課長 障害保健福祉課からは、補正予算3件と指定管理者の指定に関する議案1件につきまして説明をさせていただきます。

まず、補正予算です。右上②の補正予算の議案説明書17ページをお願いします。まず、上段の繰越明許費です。障害児・者施設整備事業費では、南海トラフ地震による津波対策としまして、今年度、香南市にあります障害者の通所施設の高台移転に取り組んでいるところですが、移転先用地の確保に不測の日数を要し年度内の完成が見込めないことから、事業費を繰り越ししようとするものです。現在、用地は既に確保をしまして、造成工事を行いますとともに建築工事に係る入札準備を進めているところです。

次に17ページの下段、債務負担行為が2件ございます。まず、障害者スポーツセンター管理運営委託料です。高知市春野町にあります高知県立障害者スポーツセンターは、平成16年度から指定管理者制度を導入しておりますけれども、現在の指定期間が今年度末で終わりますので、新たに平成28年度から平成32年度までの5年間の管理運営委託料につい

て債務負担行為をお願いするものです。管理代行料につきましては、人件費8名分を含めます管理運営業務に必要な経費を精査した上で積算しております。

次にエックス線装置購入費です。9月議会の際に、療育福祉センターと中央児童相談所の南棟建築工事の契約議案を議決いただき、現在、工事を進めているところですが、新しい施設の中で肢体不自由児等の診療を行うため、エックス線装置を整備しようとするものです。平成27年度当初予算編成時には、実施設計中であったこと、主体工事の詳細な工程等が固まっていなかったこと、また、エックス線装置の仕様などが決まっていなかったため、装置にかかる経費を当初予算に計上することができなかったところですが、コンクリート工事の進捗に合わせて、今年度内に機器の選定・設置などを行う必要があることから、今回、補正をお願いするものです。

次に右肩③、条例その他議案の47ページをお願いします。第23号議案、高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定に関する議案です。

高知市春野町にあります高知県立障害者スポーツセンターの平成28年4月から平成33年3月までの5年間の指定管理者を社会福祉法人高知県社会福祉協議会に指定しようとするものです。詳細につきましては、議案参考説明資料で説明をさせていただきます。

障害保健福祉課のインデックスの1ページ目、1、施設の概要です。施設には医務室、事務室、卓球室などが入る管理棟と、体育館、テニスコート、アーチェリー場、プールなどで構成をしております。

次に2、指定管理者制度を導入した目的です。当施設の設置目的であります障害者のスポーツの振興及び社会参加の促進を、民間事業者等が持つ能力やノウハウを生かして効果的、効率的に行い、住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的に、指定管理者制度により管理、運営しているものです。

3、これまでの指定管理者の状況です。平成16年度に指定管理者制度を導入し、同年より平成19年度までの2期4年間、財団法人高知県ふくし交流財団を指定管理者としてまいりました。その後、平成20年度に同財団と財団法人高知県障害者スポーツ振興協会を統合した社会福祉法人高知県社会福祉協議会を指定管理者として指名し、現在に至っております。

2ページ目をお開きください。一番上の4番に、これまで指定管理者制度を導入したことによる効果を整理しております。大会の参加者が1.2倍、施設利用者が1.4倍となっております。意見箱の設置とかスポーツ教室、高知県障害者スポーツ大会の参加者にアンケートを実施するなどしまして、参加者枠を拡大するなど事業展開をしてきたところです。

5、今回の指定議案についてですが、平成28年度からの指定管理者を希望する事業者の募集につきましては、ことし7月に新聞で公募予定の事前周知を行った後、事業者が申請を検討する期間を確保できるよう公募期間を9月7日から10月21日までの45日間、前

回は 30 日で行っていたのを 45 日間とし、当課のホームページなどにより行いました。11 月 2 日に外部の委員 5 名による審査委員会を開催し、応募のありました社会福祉法人高知県社会福祉協議会につきまして、指定管理者の候補者として適当かどうか審査しました。審査委員会では同法人からの高知県立障害者スポーツセンターの運営方針や実施する障害者スポーツの事業計画などのプレゼンテーションを受け、審査の結果、指定管理者として適当であると報告をいただきましたので、今回、社会福祉法人高知県社会福祉協議会を高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定に関して、県議会の議決を求めるものです。指定期間は、障害者スポーツのさらなる普及を図るため、中長期的な視点に立ってスポーツの体験から競技レベルまで計画的な指導や専門的な人材の育成が必要でありますことから、前回と同様に 5 年間としております。この間、建物や設備の安全、利用者サービスの維持・向上などにつきましてモニタリングを実施しますとともに、必要に応じまして業務改善に向けた指導・助言を行いますなど、指定管理者と緊密な連携を図りながら施設の適正な管理運営に務めてまいります。

説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎大野委員 高知県立障害者スポーツセンターの指定管理についてですけれども、指定管理の期間には、例えば東京パラリンピックがあるとは思いますが、候補者からはそうしたことも視野に入れたプレゼンテーションはあったのでしょうか。

◎梅森障害保健福祉課長 一般的な管理運営ということで、パラリンピックという特殊なものにつきましては別途相談をさせていただくということで、今の段階で経費を盛り込むことが非常に難しゅうございますので、5 年間想定されるものを指定管理に盛り込んでおります。もしそういう状況がありましたら、また相談をさせていただきながら進めていきたいと思っております。

◎依光委員長 ほかに。

(な し)

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈福祉指導課〉

◎依光委員長 次に、福祉指導課の説明を求めます。

◎矢野福祉指導課長 当課からは平成 27 年度補正予算について説明します。右肩②、議案説明書の 19 ページをお開きください。生活保護医療扶助費の増額をお願いするものです。生活保護受給者の医療費につきましては、国民健康保険の適用がないため、就労により健康保険の適用がある方を除いて、全額を生活保護費、医療扶助費で負担しているところです。医療扶助費の算定に当たりましては、過去 3 年間の実績から想定した必要額を当初予算に計上しているところですが、感染症やインフルエンザなどの流行にも左右され、外来

治療費、入院患者の増加により想定外の増加を来すことが少なくなく、的確な想定が難しいのが現状です。

今回の補正では、本年3月から8月にかけての医療扶助費支払い実績額が前年度の実績と比較して大幅増となっており、現状ベースで推移することを想定すれば年度末には不足を来すことになるため、1億9,100万円余りの増額をお願いしております。前年度に比べ大幅な増額となりました主な理由は、一部の福祉保健所におきまして、腫瘍患者や、脳血管障害患者等、高額医療が必要な新規入院患者が増加したこと、外来治療においても、肺動脈性高血圧症、C型肝炎等、高額な薬剤治療が必要な患者が増加したことによるものです。また、生活保護費につきましては、国庫負担4分の3と定められており、同じ議案説明書の18ページをごらんいただきますと、1億4,300万円余りの国庫負担金を歳入として計上しております。

なお、生活保護費の補正予算につきましては、通常、2月議会で御審議をいただいておりますが、医療扶助費につきましては、前々月の医療費精算額の1.1倍の額を支払い審査を委託しております社会保険診療報酬支払基金に、毎月、概算払いとして支払い、翌月に精算するルールが確立しておりまして、このルールで行きますと、平成27年度最終の概算払いを3月10日までにすることになっており、当初予算額に不足を来した場合に、2月補正では間に合わないことから、今回補正をお願いするものです。

福祉指導課からは以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、地域福祉部を終わります。

#### 《文化生活部》

◎依光委員長 次に、文化生活部について行います。

最初に、議案について、文化生活部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎岡崎文化生活部長 12月議会への提出議案につきまして説明をさせていただきます。文化生活部からは、平成27年度一般会計補正予算議案1件と、条例その他議案4件を提出させていただきます。

まず、資料②の議案説明書(補正予算)の20ページをお開きいただきたいと思います。当部の補正予算総括表です。文化推進課におきまして、土佐まるごとビジネスアカデミー、土佐MBAと呼んでおりますけれど、来年度の研修カリキュラムに関する講師の日程調整や広報資料作成等の準備作業を行う経費としまして113万5,000円の増額補正をお願いしております。

次に 22 ページをお開きいただきたいと思います。債務負担行為です。高知城歴史博物館管理運営委託料は、同博物館の指定管理者の指定に関する議案に係るもので、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の管理代行料の上限を定めるものです。産業人材育成研修委託料は、土佐まるごとビジネスアカデミーの委託契約期間が今年度末までとなっていることから、現在の契約と同様に 2 年 2 カ月の長期契約を行わせていただこうとするものです。

次に、右肩③の条例その他議案をごらんください。表紙をめくっていただきますと、最初に議案目録がございます。

まず、第 12 号議案ですが、高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、高知県婦人保護施設の施設長の資格要件につきまして必要な改正をしようとするものです。

次の 18 号議案は、マイナンバー法の施行による電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正に伴いまして、県が実施主体となる認証業務がなくなることから、関連の条例を廃止する条例議案です。

次のページに移っていただきまして、第 24 号議案です。高知県立高知城歴史博物館の指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法の規定によりまして県議会の議決を求めるものです。

最後の 28 号議案ですが、永国寺キャンパスの図書館及び体育館の建築主体工事の請負契約の締結について議決を求めるものです。詳細につきましては、担当課長からそれぞれ説明をさせていただきます。

続きまして報告事項が 1 件ございます。こうち男女共同参画プランの改定についてです。本年度末に計画期間が満了します、こうち男女共同参画プランにつきまして次期プランの検討状況を報告するものです。資料は、文化生活部の資料（報告事項）をお配りしてありますが、赤のインデックス、県民生活・男女共同参画課のところにお示ししておりますけれど、これにつきましても、詳細は担当課長から説明をさせていただきます。

最後に、文化生活部が所管します審議会の開催について報告をします。報告事項の審議会等という赤のインデックスのついたページをごらんいただきたいと思います。平成 27 年度各種審議会の開催についてです。9 月議会での報告以降、2 のこうち男女共同参画会議を 12 月 2 日に開催しました。主な審議項目などを記載し、委員名簿を 2 ページにつけておりますので、御確認いただきたいと思います。

私からは以上です。

◎依光委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈文化推進課〉

◎依光委員長 初めに、文化推進課の説明を求めます。

◎高橋文化推進課長 文化推進課の平成 27 年度補正予算議案及び条例その他議案について説明をします。

資料②、議案説明書（補正予算）の 21 ページをお開きいただきたいと思います。1 の産業人材育成事業費です。本年度から高知県産学官民連携センターで実施していますビジネス研修、土佐まるごとビジネスアカデミー、略称では土佐MBAと呼んでおりますが、その研修に関する経費で、産業人材育成研修委託料は、来年度の研修カリキュラムに関する準備作業を行う経費です。現在の委託契約期間が本年度末となっておりますが、4月から研修をスタートするために本年度のうちに研修運営を行う委託業者を決定し準備を進める必要がありますので、予算の補正をお願いするものです。詳細につきましては、この後の債務負担の追加のところで説明をします。

次に 22 ページをお開きください。債務負担行為の追加です。

1 つ目が、高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定に関する議案に係るもので、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の管理代行料の上限を定めるものです。5 年間の総額は 11 億 9,232 万 8,000 円となっております。

2 つ目の産業人材育成研修委託料は、土佐まるごとビジネスアカデミーの委託経費です。この委託業務は、受講生からの相談への対応も委託内容に含んでおり、単年度で委託業者が交代することは適当ではないとの考え方から、2 カ年分の債務負担行為を設定させていただいて、補正予算と合わせ、現在と同様に 2 年 2 カ月の契約を行おうとするものです。平成 28 年度、平成 29 年度、2 年間の委託料の上限を定めるもので、総額は 6,832 万 2,000 円となっております。

次に、来年度の土佐まるごとビジネスアカデミーのバージョンアップにつきまして説明します。議案参考資料、赤のインデックスの文化推進課の 1 ページをお開きいただきたいと思います。土佐まるごとビジネスアカデミーは、左上の目的のところにありますように、本県の産業を継続的に底上げするため、人材育成のメニューを体系化し、本県の産業や地域を支える人材の育成を進めることとして平成 24 年度に開校し、毎年、カリキュラムなどのバージョンアップを図りながら実施してまいりました。成果としましては受講者数が延べ 7,000 人ほどになり、県内事業者の皆様のビジネスの知識やスキルの向上に貢献しております。また、雇用や設備面などの事業規模の拡大や新商品の開発などにつながった事業者も出てきております。一方で、課題として 7 割程度が高知市及び隣接市町村の受講者であることから、より広域で産業を支える人材を育成する必要があることや、さらに高いレベルの研修ニーズに対応しきれていないといったことがございます。そのため、土佐まるごとビジネスアカデミーのバージョンアップとしまして、来年度は、学びの場を地域に拡大することや、より高いレベルの講座を拡充しようと考えております。具体的には、右側の①にありますように、土佐まるごとビジネスアカデミーの講義をインターネットの双

方向通信サービスを活用し、遠隔地の皆様にもグループでテレビ会議のようにリアルタイムで受講いただける仕組み、サテライトプラットホーム（サテプラ）を導入したいと考えています。また、中央下の②に記載していますように、目指せ！弥太郎 商人塾の講師が地域に出向くセミナーも開催することで、グループワーク等も交えた実践編講座も地域に拡大したいと考えています。さらに、平成 28 年度当初予算見積もりの段階ではございますが、今回の委託事業とは別に、より高いレベルの講座の拡充として③に記載していますように、ビジネススクールによる企業幹部育成コースを開催することで、県内中堅企業の事業変革の促進などを支援することや、④に記載していますように、アプリケーション開発の即戦力となる人材を育成する講座を、土佐まるごとビジネスアカデミーに位置づけて実施していきたいと考えております。これらのバージョンアップによりまして、来年度の第 3 期産業振興計画における産業人材育成の取り組みを強化し、本県産業の拡大再生産の動きを支えてまいりたいと考えています。

次に、条例その他議案の説明をさせていただきます。

資料③、議案（条例その他）の 48 ページをお開きください。高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定に関する議案です。

議案参考資料、文化推進課の 2 ページをごらんいただきたいと思います。高知県立高知城歴史博物館は、6 月議会におきまして設置管理条例を議決いただいたところですが、現在は平成 28 年度中の開館を目指して整備を進めております。今年度末で建築工事が完成し、来年度は展示室の展示ケース製作等と並行して、山内家資料の移転や開館の準備を効率的に進める必要がありますため、平成 28 年 4 月から指定管理者に施設の管理運営を行わせようとするものです。資料左下の囲み、直指定とする理由にございますように、資料の保存継承、展示公開など効率性だけでは捉えられない業務への取り組みが必要であること。歴史や美術工芸、保存などの各分野に精通した専門性の高い学芸員の知識や実績、各研究機関等との信頼関係などが不可欠であること。専門的な知識を有する人材を配置した上で、数年間のスパンで調査研究や展覧会などを企画立案し実施する必要があることから、公益財団法人土佐山内記念財団を指定管理者として、他の文化施設と同じ 5 年間の期間で指定しようとするものです。なお、直指定ではありますが、指定管理者の選定に当たりましては外部有識者から成る委員会で審議いただき、同財団が指定管理者としてふさわしい旨の報告をいただいております。

それでは、資料の上の表に記載しております 5 年間の代行料につきまして説明をいたします。まず、管理費についてですが、管理費には人件費を含んでおります。平成 28 年度の約 2 億円には開館に向けた資料の移転費用等も含んでおりますが、平成 29 年度以降は、通常の人件費及び施設管理等に係る費用となります。事業費につきましては、平成 28 年度は、開館に向けて資料の修理や広報活動を集中的に行ってまいりますため約 1 億 1,000 万円と

他の年度より多くなっています。資料右下の囲みにございますように、当館の事業は保存や研究、展示公開、教育普及、地域振興、観光振興と多岐にわたっております。上の表に戻っていただきまして、利用料金収入につきましては、平成 28 年度は開館が年度末近くになりますため、利用料金収入が以降の年度より少なくなります。平成 29 年度以降は年間 10 万人以上の観覧者を想定して収入を見込んでおります。以上、管理運営費から収入を差し引きました管理代行料としまして、5 年間の総額は 11 億 9,232 万 8,000 円となります。

それでは、事業の概要について説明いたしますので、次の 3 ページをごらんいただきたいと思っております。まず、展覧会の取り組みですが、左の模式図にありますとおり、3 階が展示エリアとなっております。この中に、企画展示室 1 室と常設展示室 2 室があり、企画展は年 5 回程度、常設展は歴史と美術工芸にテーマを分け、それぞれ年 4 回程度の展示会を予定しております。資料右上の線表をごらんください。平成 29 年春に予定しております開館が大政奉還 150 年の年となり、明治維新 150 年とあわせて県の歴史観光施策と合致した展示内容とするため、平成 29 年から平成 31 年にかけて、大政奉還、明治維新をテーマとした連続企画を切り口に山内家資料の多様な魅力を伝える企画展を中心に展開してまいります。平成 31 年度以降につきましても、山内家資料を中心として、県内の地域資料や県内外の博物館などが所蔵する国宝や重要文化財なども織りまぜながら、幅広く高知県の文化や歴史の魅力を伝えられる計画としております。

続きまして、資料の中ほどから右下にかけまして記載しております地域振興・観光振興への取り組みですが、高知城歴史博物館は、高知城の前に位置し、日曜市や高知市中心商店街とも隣接することから、3 つの取り組みにより地域振興・観光振興に寄与することとしております。1 つ目は、博物館への誘客です。きめ細かな広報活動や高知城との連携事業、修学旅行向けの学習プログラムの開発などに取り組み誘客を図ることとしております。2 つ目は、高知市中心市街地の活性化への取り組みです。近隣文化施設との共同企画や中心商店街と連携したイベントの開催、日曜市と連動した朝 8 時開館などのほか、中心部の催事に合わせた取り組みを行うなど歴史観光ゾーンとしてのエリア全体の回遊性を高め、街のにぎわいに寄与することとしています。3 つ目は、高知県内各地の文化・観光情報の発信です。地域固有の魅力を掘り起こす地域調査等の事業に加えまして、1 階に城下町及び県内全域の情報コーナーを設け観光情報を提供するとともに、歴史文化を中心とした観光案内をすることで、高知城歴史博物館から県内各地への誘客につなげていこうとするものです。

以上で、文化推進課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 高知城歴史博物館の関係で、高知県文化財団が管理している施設なども含めて、さまざまな歴史に関する資料をトータルでどう保管・展示していくかは、今回

を機会に検討する必要があるんじゃないか。例えば、総務委員会で議論してきた公文書の管理の問題も含めて、近現代史、例えば戦中・戦後の資料は一体どこが保管するんだという議論もあるわけです。高知県の近現代までを含めた歴史資料をどうやって保存し、展示していくかを文化生活部の中で戦略的に考えていく必要があると思うんですけど、その辺は議論されているんでしょうか。

◎高橋文化推進課長 高知城歴史博物館ができて、歴史系の館が高知県立歴史民俗資料館と高知県立坂本龍馬記念館と3館になりますけれども、それぞれ特色がございまして、高知城歴史博物館は、山内家資料を中心として、戦国時代から幕末、明治期ぐらいまでの山内家の資料を中心としたもので、高知城とともに歴史を発信していくことです。坂本龍馬記念館は、坂本龍馬の取り組みを発信していく、歴史民俗資料館は非常に幅が広がっておりまして、原始古代から近現代まで、それに民族も含めて対象としており、もともとそういった役割分担をしながら、収集、保存、展示活動をしていっていると。館長同士の協議もしながらやっていくということです。あと、戦時資料を含めた近現代の資料については、歴史民俗資料館で遺族会の皆様とも協議しながら、必要なものについては収集させていただいて、これまで展示活動にも使っておりましたし、現在もそういった取り組みをしております。

それともう一つ、総務委員会で議論がされた市町村の公文書や地域資料の部分については、歴史資料は、基本的には地域にあって地域で保存してこそ価値を発揮する部分もございまして、県が専門的な助言なんかは当然していくわけですけども、できる限り地域で保存する方策を考えていただく必要があると思っております。

◎坂本（茂）委員 そしたら、戦前・戦中の資料は、歴史民俗資料館で保存する確認はされているということでしょうか。今までも、例えば開拓団資料とかを、一体どこが保管していくのか議論は結構あったと思うんです。そういうものも含めて、きちんと責任を持って保管していく形になっているんでしょうか。

◎高橋文化推進課長 館としては歴史民俗資料館になりますけれども、県として、それを収集して調査したり、展示したりするものであることを判断した上でということになります。現在も、戦時資料などは収集しておりますし、展示もしております。

◎坂本（茂）委員 そういった収集等にさまざまな方がかかわったり、造詣を深めている方もおいでだと思うんです。そういった方の御意見なども十分反映しながら、高知県のさまざまな歴史資料をきちんと保管していただきたいと思います。

◎高橋文化推進課長 いろんな方からお話も伺いながら、歴史民俗資料館としてどういった形がいいのかを協議し、考えていきたいと思っております。

◎浜田（英）委員 坂本委員が言われたことは大事な視点で私も大賛成です。

坂本龍馬記念館の館長が亡くなられてまだ四十九日が済まないの、こんな話をするの

は大変ぶしつけかもわからないけれども、次の館長をもう決めないといけないと思うんです。高知県文化財団にそれを全部任すのではなくて。県の部長として、次期館長についてはどう考えていますか。

◎岡崎文化生活部長 人事につきましては高知県文化財団ということにはなっておりますけれど、坂本龍馬記念館の性質もありますし、経緯もありますので、文化財団から県に御相談はいただいております。館がリニューアルをしますと事務的なこともできてきますし、発信していく業務がありますので、できるだけ早くというお話はいただいております。その辺は理事長からもお話を伺いながら、できるだけ早目に、県としてもこういう方はどうだろうかと推薦する方がいればお話を申し上げようかと考えております。

◎浜田（英）委員 坂本龍馬記念館の館長は、今までは放送局のアナウンサーだったり、地元紙の記者だったり、専門的な知識のある人じゃなかったんです。今、坂本龍馬というのは、日本人全てが尊崇するすごいキャラクターですから、これは私個人の考えですけれども、この際、全国に向かって、坂本龍馬記念館の館長をやってみるかよ、と公募をしたら、非常におもしろいんじゃないかと思えます。

◎岡崎文化生活部長 坂本龍馬記念館といいますと、館の運営のこともありますし、さまざまな表に出ない業務もたくさんあります。多方面から考えて最適な方を選任したいと思っております。

◎上田（貢）委員 坂本委員に関連したことですけれども、土佐歴史資料研究会の方々と日ごろから交流していますけれども、そういう人たちの話を聞きますと、本当にこの高知県は、偉人の宝庫というか、志を抱く土壤があるんだとつくづく感じます。吉村虎太郎とか、佐竹音次郎とか、表に出てきていないそういう方々を百数十人ピックアップして、その方の物語とかエピソードをまとめたものをつくって子供たちに配ったりしたんです。そういう方々の協力も重要かと思うのですが。何か考えられていますか。

◎高橋文化推進課長 それぞれの館が、専門的に研究されている方とか、地域で活動されている方と交流しながら、研究なんかを進めていきますので、今後も専門的に研究されている方同士でいろいろと協議をしていっていただくものと思えます。

◎上田（貢）委員 高知城歴史博物館の建築概要を書いていますけれども、これぐらいスペースがありますので、そういう方々が、歴史に価値あるいろんな資料を持っています。どこかで彼らの場所をつくってあげたら、100人、200人、すぐ集まりますので、おもしろいと思えますけれど。

◎高橋文化推進課長 いろんな方がいらっしゃって、いろんな偉人の研究が今後も進んでくると思いますが、それぞれの館で、今後そういう方に光を当てた展覧会をする可能性もあります。特に今、観光でいろんな地域の歴史資源とか、偉人のものも発掘していったという動きがあるようですので、県内全体で歴史観光を発信していくときに、その地

域の特色ということで、そういった研究成果も使っていただけるんじゃないかと思います。

◎上田（貢）委員 そういった方の足跡を学ぶのが、子供たちにも一番いいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎坂本（茂）委員 坂本龍馬記念館の館長は、単に坂本龍馬の研究者だけではない部分があって、館の情報発信から含めて、前館長は運営全体をやってきたからこそ、今回、突然に亡くなられたことを含めて、いろんな反響があったと思うんです。適材の方を今後充てていくことが一番求められているだろうと思います。ただ、前館長の評価もすごく高かったことは踏まえた上で、ぜひ、今後いろいろ御検討いただいたらと思います。

◎桑名委員 土佐まるごとビジネスアカデミーですけれども、サテライトプラットフォームの考え方がすごくよくて、地域のニーズに応じてということですが、ニーズはどれぐらいあるんです。

◎池澤文化推進課副参事兼産学官民連携センター副センター長 地域のニーズですが、アンケートをしまして、非常に前向きな市町村が10市町村あります。ただ、それ以外にも、高知大学のUBCのコーディネーターの方とかが、地域で学ぶ機会がなかなかないので、ぜひ、学びをビジネスの力に変えていく仕組みをつくってほしいかと、いろいろお声もいただいております、そういうことから今回、コプラで、実際、講義をするのは1カ所ですが、ほかに14カ所は同時に対応できる仕組みになっていますので、ぜひ、いろんな方に参加していただきたいと思っています。

◎桑名委員 ぜひ、多くの人たちに参加してもらいたいと思います。それともう一つ、これまでの成果ですが、延べ人数云々は数字を見たらわかるんですが、具体的に販路が開拓されたり、地域アクションプランがどう発展したかという事例を少し教えていただきたいです。

◎池澤文化推進課副参事兼産学官民連携センター副センター長 事例としましては、大きく3つあると思っています。新商品の開発とか販路拡大になった事例、起業したとか法人化された事例、あと受講生同士のコラボ商品ができた事例です。例えば、新商品の開発ですと、県の地場産業大賞にも選ばれていましたが、お茶を使ったプリン、あと、激辛ポン酢といったのも受講生の商品ですし、カツオを使った漁師のラー油もそうです。起業とかになってきますと、大橋通でジビエ料理で起業されている方も、土佐まるごとビジネスアカデミーの修了生です。あとは、JALの国内線のビジネスクラスで採用されたお茶の生産農家の茶大福もそうです。あと、県の防災関連認定製品に選ばれていますけれど、宿毛市のパン屋と塩の生産販売業の方がコラボ商品で防災ラスクをつくられていまして、いろんな地域の方が集まった形で新商品をつくられている事例が出てきています。

◎西森委員 平成24年から平成27年の4年間、土佐まるごとビジネスアカデミーをずっとやってきて、実際に何人参加したということよりも、そのことによって何がされたのか。

人材育成を進められるということですが、具体的に、どの程度進んでいるのかが大事だと思うんです。今回も、平成 28 年、平成 29 年の債務負担行為として 7,000 万円近い予算を組んでいるけれども、その予算に見合った形での、産業面での費用対効果をどう捉えているのか。それを踏まえて今回の予算額になっているのかどうか。

◎池澤文化推進課副参事兼産学官民センター副センター長 効果という意味でいきますと、実際に受講生同士が集まって、お互いビジネスのあり方を勉強し合って高め合っていくというところで大きな効果があります。それと、これまで受講生が 7,000 人ぐらいいますけれど、すぐにビジネスに結びつくかというところは、先ほど申し上げたような事例になります。人材育成、非常に長い取り組みをしてきた結果、いろんな人が集まって新たなコラボが生まれている状況です。

◎西森委員 これからという部分なのかなというところですが、あと、受講生の実人数は、何人になるのでしょうか。

◎池澤文化推進課副参事兼産学官民連携センター副センター長 実数が、平成 24 年度は 619 人、平成 25 年度は 630 人、平成 26 年度は 561 人、平成 27 年度は 550 人になっています。

◎西森委員 平成 24 年に受けた方が平成 25 年、平成 26 年にも受けていらっしゃるということですか。

◎池澤文化推進課副参事兼産学官民連携センター副センター長 実際、入門編とかを受けられた方の大体 2 割が次のコースに行っていてレベルアップをされています。それ以外に 8 割は新しい方が受講していますので、新しい取り組み、また学ぼうとする方もふえてきている感じです。

◎西森委員 具体的にどういう形で成果が出てくるのかというところに目を向けながら、こういった取り組みを、ぜひ、やっていっていただきたいと思います。

◎加藤副委員長 高知城歴史博物館は土佐山内記念財団の指定管理でやるわけですが、非常に機能がふえていますから、今まで財団がやってきたことにプラスアルファして運営をしていくことになると思うんです。立地環境を含めて、観光であったり、広報であったり、いろんな工夫があると思うんですけれども、新しく工夫されるのは、どんなところですか。

◎高橋文化推進課長 これまでより人員体制をふやしていくようになっておりまして、対比としまして、平成 24 年の 15 名が平成 28 年度からは 24 名になる。その中で、広報担当者を専任で置くとか、地域との連携事業をやる企画員を専任で置くということもありますし、来年 4 月から学芸員が 9 名にふえることで魅力ある企画展にもかなり力を入れることができます。それと、当然、全国から観光客にも来ていただかないといけませんので、見応えのある大名道具をお見せすることで、美術工芸の修復なんかにも力を入れて、全国的

に広報もやってまいります。それと、平成 29 年度に大政奉還・明治維新 150 年の歴史の博覧会があるので、観光振興部と連携しながら、全国に売り込んでいきたいと考えております。

◎加藤副委員長 大政奉還・明治維新 150 周年と連携していくことも大事になると思うんですけど、予算見積もりに書いています、平成 29 年、平成 30 年、平成 31 年の事業費についてはどんなイメージですか。

◎高橋文化推進課長 事業費は企画展などの関係で、例えば、平成 28 年度ですと、展示関係でレプリカを制作したり、保存関係で工芸品などの資料の修復費用とか、広報関係のイベントの費用といった直接の事業費になっております。もう一つの管理費は、人件費を含む電気代とか館のいろんな管理に必要な経費で、大きく 2 つに分かれております。

◎加藤副委員長 平成 30 年度と平成 31 年度で大体 1,000 万円ぐらい事業費が変わっているんですけど、どうして年度でこんなに違っているんでしょうか。平成 29 年の春に開館予定だけれど、大政奉還とのコラボでこういう額だったとしたら、平成 30 年がちょっと少ないんじゃないか。平成 31 年がふえているんですけど、平成 30 年は明治維新 150 周年の企画展なんかがあって、ここのボリュームはふえてもいいんじゃないかと感じるんですけど。

◎高橋文化推進課長 特に事業費の中で、他の館から借りてくるものを中心に据えたりすると運搬費が非常に大きくなるということで、企画展によって、自前のものが多い場合と、他館から借りてくるものが多い場合がございまして、それぞれの時期にふさわしい事業を企画して、結果的にこういうふうになっています。

◎加藤副委員長 平成 30 年に明治維新 150 周年と関連をすれば、平成 31 年と見比べたときに 1,000 万円低い見積もりについて、何か理由がいただけないかと思うんですけど。

◎高橋文化推進課長 平成 30 年の事業費が 6,600 万円で、平成 31 年が 7,600 万円ですけども、平成 31 年は他館から借りてくる資料が多いということで 900 万円ぐらいの差が展示関係で出ております。基本的にその差です。

◎加藤副委員長 イベントの違いはわかったんですけども、特に大政奉還と明治維新 150 周年は、歴史に注力して、観光としても売り出そうという連携をしていく年だと思うんです。そこでしっかりと魅力的なイベントなり企画展なりができるのかと心配するわけですけど。

◎高橋文化推進課長 平成 31 年に他館から資料を借りて企画展をやってみようということで運搬経費が大きくなっていますけれども、明治維新と大政奉還 150 年に向けては、しっかりと魅力的な企画を打ち出してまいります。

◎加藤副委員長 必要であれば当初の計画以上の柔軟な対応もできるように、館としっかりと意見交換して、より充実した取り組みにしていきたいと思っております。

◎高橋文化推進課長 しっかりと館とも協議しながら、魅力あるものにしたいと思います。

◎西森委員 高知城歴史博物館の関係ですけれども、大政奉還 150 年、明治維新 150 年は、高知県だけではなく、全国どこでもそういう状況です。そういう中で、全国とどう差別化をしていくのが重要になってくると思うけれども、そのあたりはどうお考えですか。

◎高橋文化推進課長 特に大政奉還、明治維新については、土佐藩が全国でもかなり重要な役割を演じています。そういったところをきちんと全国に発信していきたいということがございます。それと、観光がちょうど歴史の博覧会をやるということで、高知城歴史博物館のオープンに合わせて博覧会をやり、その後は、坂本龍馬記念館のリニューアルにも合わせてということで、節目の年に両館の整備が完了して、全国に発信できることが、高知県の全国に発信する強みであると考えております。

◎西森委員 利用料金の収入ですけれども、平成 29 年、平成 30 年は、平成 31 年、平成 32 年と比べると少し低いけれど、どう試算したんですか。

◎高橋文化推進課長 利用料金は、平成 28 年は少しの期間になりますので少ないです。平成 29 年と平成 30 年の入館者は 10 万人以上と計算しております。あわせて利用料金収入の中には、関連企画の講座で実費をいただくものがございまして、関連企画の講座の内容で料金に少しでこぼこが出ています。入館者は同じ数で見込んでおります。

◎坂本（茂）委員 逆に入館者の見込みが同じでいいのか。一番力を入れる 150 年のときはむしろふえて、そこから少し落ち込みがあるかもしれないということで、平成 30 年なんかは、利用料金収入は多く見込めるがじゃないかと思うんですけれど。

◎高橋文化推進課長 当然、開館とか博覧会のとくに多くなるという見込みはしておりますけれども、何分初めて館としてオープンするということで、いろんな類似の館の数字なんかも使いながら見込みはしております。総事業費と総収入で指定管理料の上限が出てくることもございまして、確実な入館者数で収入の見込みをしています。それで同じ人数にしています。

◎坂本（茂）委員 かつて、高野切本を購入するのに危機管理文化厚生委員会が大もめにもめた経過がありますけれども、実際展示しているのはレプリカですよね。平成 28 年度の事業費の 1 億 1,200 万円余のうち、そういった事前準備の費用がどれぐらい要って、実際の事業はどれぐらいなのか、大きく分けたらどんな感じですか。

◎高橋文化推進課長 平成 28 年度の事業費は、初期経費として、例えば、レプリカの作成で 700 万円程度、その資料の修復とか薫蒸で 3,200 万円余り、サーバーとかデータベースの構築等で 1,000 万円、それからパンフレットの作成等で 400 万円。あと、広報とイベントは通年で出てくる部分もございまして、開館直前の広報経費で 2,100 万円程度と大半が事前の準備とか広報に係る経費です。

◎依光委員長 よろしいですか。

(な し)

◎依光委員長 質疑を終わります。

〈県民生活・男女共同参画課〉

◎依光委員長 次に、県民生活・男女共同参画課の説明を求めます。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 当課からは、高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案を1件提出させていただいております。資料④の議案説明書の4ページをごらんください。

中ほどにありますように、今回の改正は、国の定めた婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、県の条例を改正しようとするものです。89ページの新旧対照表をごらんください。婦人保護施設の施設長の資格要件のうち、30歳以上の者という年齢要件が廃止されることを受けまして、本県でも、条例第11条にある年齢要件を廃止するとともに、必要な文言修正をしようとするものです。今回の年齢要件の廃止は、平成26年に行われた地方分権改革に関する提案の中で、地方から、婦人保護施設の施設長の資格要件について、地方自治体で独自の基準を定め設定できるよう資格要件を緩和すべきとの提案がありまして、その提案を受けて、国が婦人保護施設の施設長の資格要件のうち年齢要件を廃止したものです。

説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

(な し)

◎依光委員長 質疑を終わります。

〈私学・大学支援課〉

◎依光委員長 次に、私学・大学支援課の説明を求めます。

◎岡村私学・大学支援課長 当課からは、工事請負契約議案が1件ございます。右肩③条例その他議案、52ページをお願いします。議案番号第28号、永国寺キャンパス図書館及び体育館建築主体工事請負契約の締結に関する議案です。この工事は、総合評価方式で一般競争入札を行い、6つの共同企業体から応札がありました中で、入札額や実績、施工上の課題に対する提案などを含めて最も評価値が高かった共同企業体が落札したものです。契約金額は15億1,038万円。契約の相手方は和・響特定建設工事共同企業体で、完成期限は平成29年1月29日となっております。

工事の概要につきましては、別途配付しております参考資料で説明をさせていただきます。議案参考資料の赤いインデックス、私学・大学支援課のページをお願いします。

図書館は、ことし4月にオープンしました教育研究棟の道路を挟んで西側に整備します鉄筋コンクリート2階建て、延べ床面積2,057平方メートルの建物で、平成29年4月から供用を開始する予定です。1階が学生の学習支援を行う環境を備えたラーニングコモンズ

と呼ばれるエリア、2階が書架・閲覧エリアで構成をされています。体育館は、図書館と同じ敷地の南西に位置をしております。鉄筋コンクリート一部鉄骨づくり2階建て、延べ床面積2,690平方メートルの建物で、こちらも平成29年4月から供用を開始する予定です。1階が食堂・売店・更衣室等、2階が体育館で構成をされております。附帯工事の状況ですが、右下にありますように、電気設備工事につきましては、契約金額2億1,286万8,000円で荒川・片岡特定建設工事共同企業体が、また、機械設備工事につきましては、契約金額3億2,400万円で昭栄・濱田特定建設工事共同企業体が落札者となっております。平成29年4月の図書館及び体育館の供用開始に向け、これらの建築工事を着実に実施したいと考えております。

私学・大学支援課から説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 図書館と体育館の工事は1つの特定建設共同企業体に決まったということですが、地元の多くの企業に参入してもらおうという意味では、こういう大きなものは、分離分割して発注していくのが普通の姿と思うんですけども、どういう経緯なんですか。

◎岡村私学・大学支援課長 2点理由がございます。

1点目は、この図でいきますと、地域交流広場のところに、現在は体育館があります。それから、図書館も現在、高知丸の内高校の東側にありまして、進入路が1カ所しかとれない。それと、現在、体育館と図書館がありますので、作業ヤードもなかなかとれないところで、工事を別々に発注した場合に搬入搬出とか作業ヤードの面で支障が出る点が予想された点です。

もう一点は、現在、建設業界は人手不足で、図書館・体育館を別々で発注をしてしまうと、入札において業者が分散して不調になるおそれがございますので、一括して発注したということです。

◎吉良委員 本来はそれぞれ分割して発注すべきものだったということですか。物理的な要件とか、業界の事情を鑑みてということですか。

◎岡村私学・大学支援課長 両方検討した結果、今回の工事は、分割ではなくて一緒に発注したほうがよいだろうという判断です。

◎吉良委員 できるだけ地元の業者に機会を持ってもらう意味では、基本的には、大きい額、あるいは建物を分割で発注したほうがいいと思います。今後、こういう事例があれば事前に論議をさせていただきたいと思います。

◎坂本（茂）委員 図書館のシステムで、例えば、縣市統合の図書館、あるいは高知大学の図書館との連携した機能はあるのでしょうか。

◎岡村私学・大学支援課長 現在も、高知県立図書館と貸出返却システムを一緒にやっております。大学ですので研究紀要とか専門書がありますので、そういったものを借りたい

方は高知県立図書館でも借りられます。そういった相互の連携は行っております。

◎西森委員 建築、電気設備、機械設備、それぞれの落札率はどんな感じでしょうか。

◎岡村私学・大学支援課長 すぐに出ませんので、後ほど資料をお返ししたいと思います。

◎桑名委員 最近、県の使う言葉に横文字が多くて。例えば、ラーニングコモンズエリアとか、別に説明をしなくちゃいけないものとか結構多くなっているんですけど、こんな言葉しか使えないんですか。

◎岡村私学・大学支援課長 ラーニングコモンズエリアというのは、大学の図書館ではかなり普及しております。単なる閲覧だけではなくて、そこでグループ討議とかができるということで、行政では聞き慣れない言葉ですが、大学の図書館としては一般的になっています。

◎桑名委員 土佐まるごとビジネスアカデミーなんかも横文字が結構多くて、一般の方が半分以上わからないと思うんです。いろんな人が県議会に傍聴に来て、年配の人だったら、県の答弁が半分以上何を言っているのかわからないので、また考えてみてください。一般の方にわかるというのも必要だと思いますのでお願いします。

◎依光委員長 よろしいですか。

(な し)

◎依光委員長 質疑を終わります。

#### 〈情報政策課〉

◎依光委員長 次に、情報政策課の説明を求めます。

◎小野情報政策課長 それでは、当課から提出しております条例議案について説明します。お手元の資料④、議案説明書、条例その他議案の6ページをお願いします。高知県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例議案です。この条例の制定につきましては、平成15年に電子署名に関する法律が施行され、県が認証業務の実施主体となるとともに、市町村が電子証明書を発行した際の発行手数料と、失効情報を提供した際の失効情報提供手数料の算定及び徴収に関して必要な事項を定める必要があったことから条例を制定したものです。今回、議案説明書に記載しておりますように、関係法令の一部改正に伴いまして、電子署名に係る認証業務の実施主体が都道府県から地方公共団体情報システム機構に移行するとともに、電子証明書の発行手数料並びに失効情報提供手数料に関する規定が削除され、県が実施主体となる認証業務がなくなったことから、本条例を廃止するものです。電子証明書につきましては、マイナンバー制度の開始に伴い、従来の住民基本台帳カードでの新規発行を終了し、平成28年1月からは新たに発行される個人番号カードに格納されることとなります。なお、今回の関係法令の改正により、電子証明書の認証業務の実施主体が変わりますけれども、県民の皆様が1月以降も電子証明書の発行を希望される場合には、これまでと同様に市町村での手続申請となっております。

す。

情報政策課の説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎大野委員 地方公共団体情報システム機構の説明をお願いしたいですけれども。

◎小野情報政策課長 地方公共団体情報システム機構法によって設立されまして、47 都道府県全てが公的認証業務を委任している団体にはなっております。

◎大野委員 高知県にあるということですか。

◎小野情報政策課長 東京でございます。

◎坂本（茂）委員 これまで電子署名で申請があった件数は、高知県内はどのような実績でしょうか。

◎小野情報政策課長 平成 26 年度で 777 件になっています。それ以前も 1,000 件前後が年間の電子証明書の発行数になっていますので、3 年間で 3,000 件というのが、現在の実績ではないかと思われま。

◎坂本（茂）委員 それに要していた高知県の予算はどれぐらいになりますか。

◎小野情報政策課長 地方公共団体情報システム機構の運営費を 47 都道府県で分担をしております。高知県として、平成 26 年度に公的認証サービスの運用交付金として 1,400 万円を負担しております。

◎吉良委員 今まで使った住民基本台帳ネットワークの認証システムをつくるのに一体どれぐらい投資していたのか。各市町村から来る申請を全部、オンラインで認証していたわけでしょう。それが一切使えなくなるということですか。

◎小野情報政策課長 申請をして交付するまでのシステムについては、従来どおりのものが使える形になっております。これまでの住民基本台帳カードに格納されていた内容が、住民基本台帳カードから新しい個人番号カードに変わりますので、市町村で登録の手続きをして、情報がシステム機構に行って返ってくるというのは、基本的に今のシステムが活用できます。

◎吉良委員 じゃあ、無駄になっていないですか。

◎小野情報政策課長 カードが変わることによって、機構側でのカードに対するセキュリティが若干変わっておりますけれども、市町村側で何かが変わるものではないことになっております。

◎吉良委員 一時期、住民基本台帳カードと、マイナンバーカードを申請したら 2 枚を持ってということになるわけですか。

◎小野情報政策課長 個人番号カードを申請する際には住民基本台帳カードを返納するようになります。

◎依光委員長 ほかに。

(な し)

◎依光委員長 質疑を終わります。

次に、請願について行います。

文化生活部に関する請願は、「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」の2件であります。

執行部の参考説明を求めたいと思いますが、2件とも私学・大学支援課が所管する内容でありますので、あわせて説明いただき、その後、一括して質疑を行いたいと思いますので、御了承願います。

それでは、内容を書記に朗読させます。

◎書記 請第1－2号、すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について。

私学・大学支援課。

要旨。高知県の次代を担う子供たちを育てるため、県独自の措置による「小学校1・2年生と中学校1年生の30人以下学級、小学校3・4年生の35人以下学級」の継続や、「複式学級の定数改善」などを求める声は、学校現場のみならず、多くの保護者からも聞かれる。学校予算の増額や給付制奨学金制度の創設など、小学校から大学に至るまでの保護者負担のより一層の軽減は、「貧困の連鎖」を断ち切り、お金の心配なく安心して充実した教育を受ける権利を保障するためにも、重要かつ急務の課題である。

また、1カ月以上もかわりの先生が来ない「先生のいない教室」が、2014年度は51件、2015年度は7月1日現在で35校42件ある。これも即時に解消すべきである。

学校統廃合が進んでいる高知県では、「地域文化の中心」たる学校を守っていかなければならない。

また、子供たち一人一人の教育を受ける権利の保障と、子供たちの豊かな人間性と可能性を育む教育をすすめることも必要である。

日本国憲法や子どもの権利条約を生かした理想の教育を実現することは、子供たちはもちろん、保護者・国民の心からの願いである。

については、次の事項の実現が図られるよう請願する。

1、2（1）、2（5）及び4から7までの項目は、総務委員会所管分となります。

2 全ての子供が安心して教育を受けられる支援制度を実現すること。

（2）高知県独自の給付型奨学金制度を創設すること。

（3）県立大学授業料の引き下げを行うこと。

（4）「給付制奨学金」制度の創設や大学授業料の引き下げを国に対して働きかけること。

3 私学助成を一層拡充し、保護者負担を軽減すること。

請願者。高知市丸ノ内2丁目1-10、子どもと教育を守る高知県連絡会、代表世話人、棚野美佳ほか7,080人。

紹介議員。塚地佐智、中根佐知、吉良富彦、米田稔。

受理年月日。平成27年12月15日。

請第2-2号、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について。

私学・大学支援課。

要旨。私立幼稚園、私立小・中・高等学校は公教育の一翼を担い、県民の教育に大きな役割を果たしている。しかし、学費の公私間格差は大きく、無償化された公立高校に比べて、高知県内の私立高校では、支援金を引いても平均で年間約33万円の学費負担（授業料・施設費等）が残っており、私学の父母負担は限界に近づいている。授業料軽減補助の拡大は、保護者の切実な要求となっている。

ついては、次の事項が実現されるよう請願する。

1 保護者の教育費負担の公私間格差を是正すること。

2 経常費助成補助の県加算を高校だけでなく、幼稚園・小学校・中学校にも拡充すること。

3 教育予算を増額すること。

請願者。高知市丸ノ内2丁目1-10、高知私学助成をすすめる会、会長、平野由朗ほか47,770人。

紹介議員。塚地佐智、中根佐知、吉良富彦、米田稔。

受理年月日。平成27年12月15日。

◎依光委員長 次に、私学・大学支援課の参考説明を求めます。

◎岡村私学・大学支援課長 それでは、請願項目に沿って説明をさせていただきます。

最初に、請第1-2号の項目番号2の(2)から(4)について説明をします。

まず、(2) 給付型奨学金について説明します。大学生に対する経済的支援は、奨学金や授業料の減免が中心となっており、平成24年度からは、一定の収入を得るまでの間、返還期限が猶予される所得連動返還型無利子奨学金の制度も導入されています。こうした経済的支援のあり方については、文部科学省が検討会を設け、昨年8月、今後の方向性などを取りまとめております。この取りまとめでは、財源等の問題がある中で、まずは、無利子奨学金の一層の充実や、より柔軟な所得連動返還型奨学金の導入、授業料減免の充実など、各制度の改善を図りながら、給付型奨学金についても、将来的な創設に向けた検討の必要性が示されております。県としても、こうした国の動向を注視していきたいと考えております。

次に、(3) 高知県立大学の授業料の引き下げについて説明します。高知県立大学では、意欲と能力のある学生に対する経済的支援として、授業料免除を行っています。この免除制度については、平成 23 年度まで、授業料総収入の 4 % を免除額としておりましたが、平成 24 年度から要件を満たす全ての学生に対して援助を行うよう免除枠を撤廃。さらに、今年度からは全額免除の所得要件を緩和するなど改善を図っております。また、今年度から文化学部新たに設置されました夜間主コースでは、授業料を半額にするなど、学びの機会の保障拡大に向けた取り組みを進めております。

次に、(4) の国への給付制奨学金制度の創設や大学授業料の引き下げの働きかけについて説明します。国は、意欲と能力のある学生が経済的な理由で高等教育機関への進学を断念することのないよう、授業料免除や奨学金制度を充実していく方向であり、これらに係る予算を拡大するなど学生への経済的支援を充実させているものと考えております。他方、大学の授業料の引き下げについては、各大学の財政運営や教育研究の内容等にもかかわってくる問題ですので、こうした影響を十分に検討していく必要があるものと考えております。

続いて、項目番号 3 の私学助成の拡充と保護者負担の軽減について説明します。文部科学省は、私立の小・中・高等学校の教育条件の維持向上、保護者の教育費負担の軽減などを目的に、都道府県が行う私立高校などへの助成に対する私立高等学校等経常費助成費補助金を設けておまして、平成 28 年度の概算要求は本年度予算に比べ 35 億円増の約 1,055 億円となっております。また、県は、国の経常費助成費補助金に地方交付税と県費を加えた 1 人当たりの単価に児童生徒数を掛けたものを私立学校運営費補助金として予算計上しており、平成 28 年度は、今年度より 7,400 万円増の約 32 億円を予算計上しております。なお、児童生徒 1 人当たりの補助単価につきましては、国庫補助単価と地方交付税単価の伸びに応じて毎年増額をしておりますし、高校につきましては、平成 22 年度から、1 人当たり 1 万 2,000 円の県費継ぎ足しを実施しております。さらに、学力向上対策や進路指導の充実など、私立高校の特色を生かした教育力向上の取り組みを支援するため、平成 22 年度から県単独補助として教育力強化推進事業費補助金による助成を行っており、平成 25 年度から、補助金の上限を高校 1 校当たり 600 万円から、中高併設校については 900 万円に引き上げております。

一方、保護者の経済的負担の軽減として平成 22 年度から実施しております高等学校等就学支援金につきましては、平成 26 年度の入学者から所得制限を導入し、それにより捻出した財源により公私間格差の是正を図るため、私学の生徒には支援金の加算に係る対象者及び加算額を拡充しております。この拡充は、学年進行により順次対象学年が拡大され、来年度は全学年において新制度が適用されることとなります。また、教科書費、教材費など授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成 26 年度に創設されました奨学のための給付

金制度につきましては、国は、平成 28 年度概算要求において大幅に増額しています。この給付金も、平成 28 年度からは、全学年が対象となることに加えて単価も拡充しており、非課税世帯の第 1 子の給付額を 3 万 9,800 円から 13 万 8,000 円に増額要求をしております。

次に、請第 2 - 2 号の請願項目 1 の保護者の教育費負担の公私間格差の是正について説明をします。教育費負担を軽減するための制度としましては、就学支援金、奨学のための給付金のほかに、高知県では、授業料の減免を行った私立学校に対し授業料減免補助金を交付しています。補助の対象は、小・中学校の場合、生活保護世帯、家計急変世帯及び市町村民税非課税世帯。さらに高等学校につきましては、平成 25 年度から年収 350 万円未満世帯まで対象にしています。また、補助率もそれまで 3 分の 2 でしたが、高等学校は学校負担のない 10 分の 10 とし制度を拡充しております。この拡充により、高校では現在、全ての学校で減免制度が実施され、昨年、1,330 人の生徒が減免を受けております。

続いて、項目番号 2 の経常費助成の県加算額の拡充について説明をします。高校につきましては、国庫補助単価と地方交付税単価に県費 1 万 2,000 円を継ぎ足しておりますが、さらに、県単独事業の教育力強化推進事業費補助金を加味することで、1 人当たりの単価は全国平均以上となっております。また、小学校と中学校につきましても、毎年引き上げがされております国庫補助単価と地方交付税単価を県の補助単価とすることで、全国水準以上を確保することができております。なお、平成 25 年度から中学校まで拡充しております教育力強化推進事業費補助金を単価に加味しますと、全国 4 位相当となっております。

最後に、請願項目 3 の教育予算の増額について説明します。本年度の私学等振興費予算は、当課の人件費や育英事業を除くと 46 億 4,000 万円となっており、平成 21 年度と比較して、金額で約 13 億 6,000 万円、率で約 40% の増額となっております。この間、国の制度である就学支援金や奨学のための給付金の支給の開始に加え、県事業としても、運営補助への県費 1 万 2,000 円の継ぎ足しの固定化、教育力強化推進事業費補助金の創設や拡充、授業料減免補助制度の拡充など、私学助成や経済的負担の軽減について充実を図ってまいりました。文化生活部としましては、私立学校に対する助成は人材の育成が県勢発展の重要な基盤づくりであるとの考えのもと、厳しい財政事情の中でも必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

(な し)

◎依光委員長 質疑を終わります。

◎岡村私学・大学支援課長 先ほどの永国寺キャンパス図書館等にかかる建築主体工事の入札の落札率について、赤いインデックスの私学・大学支援課の右下にあります。建築主体が落札率が 92.3%、電気設備工事が 90.3%、機械設備が 96.3%となっております。

◎依光委員長 以上で、文化生活部の議案を終わります。

続いて、文化生活部より、1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

それでは、「こうち男女共同参画プランの改定について」、県民生活・男女共同参画課の説明を求めます。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 本年度中に改定を予定しております、こうち男女共同参画プランにつきまして、現段階の検討状況を報告させていただきます。

お手元の委員会資料の報告事項の、県民生活・男女共同参画課という赤のインデックスのページをごらんください。この資料は、左側に改定に向けた現状と課題の整理を記載し、右側に次期プランの概要をまとめております。

まず、現状と課題の欄をごらんください。ひし形の1つ目に、現プランに掲げる目標の進捗状況を整理しております。右端の進捗状況の欄は、現プラン策定時点から目標に対してどれだけ進んだか、二重丸、丸、三角、バツで表示をしております。上から4つ目の家族経営協定締結農家数や、下から3つ目の一時預かり事業実施箇所数など、目標を達成したものが一方で、一番上の市町村における男女共同参画計画の策定割合や、上から3つ目の審議会等の委員の男女構成比など進捗が十分でないものもあり、全体として取り組みが進んでいるものの、まだ十分とは言えない状況であると考えております。

ひし形の2つ目につきましては、改定に当たり当課が昨年度行いました、男女共同参画に関する県民意識調査の結果をまとめたものです。男女平等に関する意識、男女の役割分担、女性の働き方、理想的な女性の働き方実現に必要なことなどをお聞きしたところ、6割を超える方が「社会全体についても男性が優遇されている」と回答されているほか、男性も家事、育児を分担すること、女性がライフステージの変化に応じて柔軟に働き方を選択できることを望む声、また、職場での仕事と家庭生活の両立への理解、子育てや介護をしながら働き続けられる環境の整備を求める声を多くいただいております。

次に、資料右側にあります、次期こうち男女共同参画プランの概要を説明します。

1の改定の考え方ですが、現状と課題の分析を踏まえまして、次期プランは、現プランの枠組みは継続しつつ、これまでの取り組みを充実・強化する形で改定をしたいと考えております。

2には、5つの充実・強化する取り組みを記載しております。1つ目は、男女共同参画のベースとなる男女平等の意識啓発です。女性活躍推進法により義務づけられました、女性の活躍の施策に関する計画や事業主行動計画の策定の働きかけなどを通じまして、県全体における男女平等の意識の向上を図っていきたいと考えております。2つ目は、男性にとっての男女共同参画です。男性の家事・育児・介護への参加に向けた意識啓発を強化していきたいと考えております。3つ目は、希望する女性への就労支援です。さまざまなラ

イフステージを迎える女性が、希望に沿った多様な働き方ができるよう就労支援を強化していきたいと考えております。4つ目は、企業等職場への働きかけです。女性の登用や男女がともに仕事と家庭生活を両立できる職場づくりに向けた企業等職場への働きかけを強化していきたいと考えております。5つ目は、子育て・介護をしながら働き続けられる環境の整備です。保護者のニーズに合った子育て支援策や介護負担の軽減に向けた支援策につきましても、引き続き充実をさせていきたいと考えております。

その下の3では、次期プランの全体像を表でお示ししています。次期プランでは、現在のプランにあります、意識を変える、場を広げる、環境を整えるの3つのテーマと、テーマに沿った取り組みの方向につきましてもは継続しつつ、取り組みの項目にあるように、5つの充実・強化する取り組みに該当する部分をそれぞれ強化することとし、その右に具体的な取り組みの主なものを記載しております。なお、来年度の当初予算編成などを通じまして新たな取り組みを追加していく予定です。また、女性活躍推進計画というマークのある赤いラインで囲んでいる部分ですが、地方公共団体に義務づけられました女性の活躍の施策に関する計画につきましては、男女共同参画プランとの一体的な策定が可能とされておりますことから、マークをつけた部分を本県における女性活躍推進計画にしたいと考えております。

次に、表の一番右側の目標の欄をごらんください。次期プランで設定したいと考えております目標項目を記載しております。新たなものとしましては、真ん中のブロックの上から2つ目の、女性活躍推進法に定める事業主行動計画の策定企業数や、一つ飛ばしまして、高知家の女性しごと応援室における就職率などがあります。

最後に、資料左下の改定のスケジュールを御確認ください。今後は、平成28年度の当初予算の反映など検討を深めた上で、プランの案を作成し、2月初旬ごろよりパブリックコメントを実施します。その後、いただきました御意見を反映させたプランの案を作成した上で、2月議会において報告をさせていただき、その後開催するこうち男女共同参画会議での議論を経て次期プランを決定したいと考えております。

説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 目標項目のところで、計画の策定市町村の割合ですけれども、平成22年からいえば2市町村しかふえていないのですが、ここがしっかりしないと個々の問題は解決しないと思うんです。男女共同参画計画を立てない市町村というのは、意識がないのか、また、立て方がわからないとか、どういったことで計画を立てていないんですか。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 市町村の計画につきましては、まず、全ての市が計画を立てています。町村につきましては、専門の部署がない、それから職員体制であったりということ、どうしてもほかの業務が優先されてしまって、計画の策定まで至ってな

いとお聞きをしております。したがって、今後は、市町村に義務づけられました女性活躍の計画の策定、それから事業主行動計画もありますので、そういった計画の策定とあわせて、市町村には男女計画もつくっていただくように働きかけをしていきたいと思っております。

◎桑名委員 そういった事情であれば、県としても入り込んで援助をしていると思いますが、促すだけではなかなか難しいと思います。県がもっと入り込んで指導するという声も聞ければと思いますが。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 昨年度も、首長に直接お願いをしましたし、県のほうでプランの作成の手引をつくっております。そういったものを活用して計画を作成いただくように、これからも働きかけをしていきたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 関連で、今、言われたような背景がある中で、少しでも県として支援していこうと、こうち男女共同参画ポレールに業務委託して、ポレールが研修会へ行ったりしていたと思うんですけども、それも事業としては終わる中で、手立てがされていて、これだけしかふえていない中で、今後、県として支援の負担がふえてくることはないですか。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 昨年度まで、こうち男女共同参画ポレールに委託をして、市町村に出向いていただいて指導なんかもしていただいていた。ただ、ポレールのメンバーが高齢化でそういった活動ができないという話をお聞きしまして、今年度からは委託をしてないわけですが、県のほうで手引をつくりましたので、手引を使って、今までポレールにやっていただいたことを、県民生活・男女共同参画課ができる範囲でやっていきたいと考えております。

◎加藤副委員長 このプランは、非常に重要なので、しっかり進捗管理をしながらバージョンアップもしていただきたいと思うのですが、一方で、女性の働き方の回答を見ると、結婚・出産までは働きたいけれども、子供ができれば子育てに専念をしたいと。パートとかフルタイムと合わせてという希望が半数ぐらいあるわけですね。社会で男性も女性もともに働いている社会と同時に、家で女性として活躍したいというニーズも非常に重要だと思うんです。男性の家事・育児・介護に参加してほしいというニーズがある一方で、もうちょっと男性の給料がよかったら、本当は家にいたいけれど、パートに行かないとしょうがないというニーズがどれだけあるか、しっかり把握をしていただきたいと思っております。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 確かに、子育てにお金がかかるから働かなければならないといった方もかなりおられると思います。私どもの高知家の女性しごと応援室にも、さまざまな方が相談に来られていますので、生の声もお聞きして今後の施策に生かしていきたいと思っております。

◎加藤副委員長 働きたいと思う女性がしっかり働ける場を確保していくのは非常に大事です。ただ、できれば家の中で子育てがしたいけれども、現実的な選択として働くことを選択されている女性もいらっしゃるわけです。いろんな活躍の場の視点をしっかりと把握していただきたいということです。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 こうち男女共同参画会議とかでも、そういった意見もいただいております。そういった意見も、こちらで把握しながらやっていきたいと思えます。

◎西森委員 次期プランの目標ですけども、具体的な目標を立てるといえることですか。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 本日、説明させていただきましたのは、あくまで素案の段階の概要です。今の段階でお示しさせていただいているのは、目標の項目になっていますが、2月議会では数値も入れて報告をさせていただくようになります。

◎西森委員 具体的な取り組みというのは、何か具体的な行動計画をつくって進捗管理をやっていくんですか。

◎山本県民生活・男女共同参画課長 このプランにつきましては、目標値もありますが、もっと細かい項目について、毎年、進捗状況を確認していくと。そういったものを、まず、こうち男女共同参画会議において報告させていただいて、本部会議でも報告させていただいて、進捗状況を把握していくことになっております。

◎依光委員長 よろしいですか。

(な し)

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で、文化生活部を終わります。

暫時、休憩とします。再開は午後3時半とします。

(休憩 15時20分～15時30分)

◎依光委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

#### 《公営企業局》

◎依光委員長 次に、公営企業局について行います。

最初に、議案について、公営企業局長の総括説明を求めます。なお、局長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎門田公営企業局長 私から総括的に説明をさせていただきます。公営企業局の議案は、病院事業に関する専決処分報告が2件です。これは、平成26年8月に幡多けんみん病院で発生をしました医療事故に対する損害賠償の額の決定に関する専決処分報告と、その損害賠償金にかかります補正予算の専決処分です。この事故にかかわります患者御本人や御家

族の方々に多大なる御心痛と御迷惑をおかけしましたことに対して、改めて深くおわびを申し上げます。手術はもちろんのこと、そのほかの医療行為全般についても、より慎重な対応を心がけ、再発防止を図りますことで、御本人や御家族を初め県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

次に報告事項として、野市風力発電所の今後の対応について報告させていただきます。詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきます。

私からは以上です。

◎依光委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈県立病院課〉

◎依光委員長 県立病院課の説明を求めます。

◎安岡県立病院課長 それでは、提出議案につきまして説明をさせていただきます。議案は条例その他議案の報第1号議案、平成27年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告と、報第2号議案、損害賠償の額の決定の専決処分報告の2件です。

資料③の条例その他議案の56ページをお願いします。報第2号議案、損害賠償の額の決定の専決処分報告から説明をさせていただきます。これは、幡多けんみん病院におきまして、平成26年8月に発生をしました医療事故に関する損害賠償の額の決定に関する専決処分についての報告です。

まず、医療事故の概要につきまして説明をさせていただきます。2の事件の概要のところをごらんいただきたいと思います。平成26年8月に、幡多けんみん病院におきまして腰椎椎体骨折の患者に対しまして脊椎固定手術を行いましたが、脊椎固定のためのセメントを注入する前の過程で、椎体内を搔爬する際の手技で神経を損傷したことによりまして、患者の右下肢に麻痺が発症し、再手術を行いましたが症状が残るという医療事故がございました。この医療事故は、県におきまして損害賠償を行う必要があり、事故後、患者やその御家族と損害賠償につきまして話し合いを重ねてまいりましたが、このたび、損害賠償について合意が得られ、早急に支払う必要があると認められましたので、平成27年11月30日に専決処分を行ったものです。

損害賠償の額は2,009万円余りです。その後、12月1日に示談書を締結しまして支払いをしているところです。なお、損害賠償金につきましては、全額、病院賠償責任保険の保険金で賄うことになっております。

続きまして、54ページをお願いします。報第1号議案、平成27年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告について説明をさせていただきます。これは、幡多けんみん病院での医療事故に関する損害賠償金について予算の補正を専決処分させていただいたものです。

55ページをお願いします。まず、収入ですが、保険会社から支払われます保険金相当の

2,010万円を幡多けんみん病院の医業外収益として増額補正をしております。次に、支出ですが、損害賠償金に相当する2,010万円を幡多けんみん病院の医業外費用として、増額補正をしているところです。今回の事故は、より慎重な手技によって回避できた事故です。手術中はもちろんですが、その他の医療行為全般につきましても、より慎重な対応を心がけ、再発防止を図ることで、県民の皆様方の信頼回復に努めたいと考えております。

以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 県立病院の場合、例えば、上半期とか下半期ごとのそれぞれの病院の医療事故の公表は議会の場でやっていますか。

◎安岡県立病院課長 議会の場では包括公表は行っておりません。

◎坂本（茂）委員 高知医療センターの場合は、議会ごとに、軽度の事故も含めてどういった事例があったかを公表しています。また、そこから派生する医療ミスとか、職員自体も事故に遭うケースがあることを含めて、集約して公表することで、次の抑止にもつながっていくんじゃないかという議論があるわけですがけれども、最近、県立病院に関する損害賠償の専決処分報告がほとんど毎議会ごとにあるわけですがけれども、そういうことを少しでも抑止していくために、それぞれ個別の事例を検証されたらどうか。公表に当たっての基準はあると思いますから、そういったことを含めた検討はいかがでしょうか。

◎安岡県立病院課長 現在、包括公表につきましてはインターネット上でさせていただいておりますけれども、議会の場での公表につきましては検討していきたいと思っております。

◎吉良委員 当事者も含めて、今度の事故は本当に大変だったろうと思います。一医師の執刀ミスということですがけれども、本当にそれで済ませていいのかという思いもあるんです。今、医師、看護師の勤務実態が過酷な状況である。何か制度的な側面がなかったのかもあわせて、この機会にしっかりと検証していくことが大事じゃないかと思うんですが、勤務実態から推測されるようなことは、今回はどうなんですか。

◎安岡県立病院課長 今回の手術の前日に2件の手術をしております。そして、当日はこの方の手術のみになっております。いずれの手術も一、二時間程度でして、翌日につきましても外来対応という勤務状況になっております。それと前日につきましても、時間外につきましても数時間という勤務実態は把握しております。

◎吉良委員 きこのう夜勤をやっていた医師がきょうも来ていて、あしたも夜勤とか、それを聞くと、貴重な戦力ですので、疲弊してバーニングアウトしてしまうんじゃないか心配です。執刀なさった医師は、今、随分と大変な思いをしていると思いますし、過酷な勤務を含めて、病院全体の問題として再度捉え直して、過重労働にならないよう責任者として求めていくべきだと思うんですが、そこら辺について。

◎門田公営企業局長 医師の負担軽減は本当に重要な課題だと思っております。通常で言

う忙しさの中に事務仕事などもあるので、医師の補助の職員を、臨時職員ですけれど、入れて、少しでも負担を軽減していくように努めてまいります。

◎**浜田（英）委員** 今回の場合は示談成立ということですがけれども、相手方の県民は、弁護士かなんか立てられていたんですか。

◎**安岡県立病院課長** 今回の事案につきましては、弁護士は立てずに、御本人と病院との直接の話し合いの中で示談が成立しているところです。

◎**浜田（英）委員** 恐らく、保険会社に数千万円の保険料を払っていると思いますが、毎年どこの保険会社にするかはどうやって決めていますか。

◎**安岡県立病院課長** 過去5年間の実績で見えるようになっております。過去5年間に保険会社が支払った保険金と、病院・病床数によって基準保険料が決まっております。その基準保険料との割合を見まして、損害率と呼んでおりますけれども、損害率によって、割り増し率が決まってくるようになっております。

◎**浜田（英）委員** いわゆる赤本を基本に、損害補償料の試算をしているわけですね。県の場合は、赤本以上のレベルで県民に対して慰謝料を払っているんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺はどうですか。

◎**門田公営企業局長** 保険会社と相談しながらやっておりますので、保険会社の基準を超えてということは余りないように思っております。

◎**依光委員長** ほかに。

（な し）

◎**依光委員長** 質疑を終わります。

以上で、公営企業局の議案を終わります。

続いて、公営企業局より、1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

#### 〈電気工水課〉

◎**依光委員長** それでは、「野市風力発電所について」、電気工水課の説明を求めます。

◎**右城電気工水課長** 危機管理文化厚生委員会の資料の平成27年12月定例会(報告事項)公営企業局の赤ラベルの電気工水課をお願いします。

野市風力発電所の今後の方向性について説明させていただきます。まず、概要です。野市風力発電所は、香南市野市町の県立のいち動物公園に隣接しております丘の上に出力250キロワットの風車を建設し、平成7年4月から運営をしております。建設の経緯については、新エネルギーの普及啓発と公営電気事業として、風力発電所の経済性や技術的課題への対策等を実証し、将来の風力発電事業の拡大を目指し、当時の野市町の要望も受けまして、現在の場所に建設しました。全国の公営電気事業の中で初めての風力発電事業として先駆的に建設しましたので、そのインパクトは大きく、その後、岩手県、京都府、島

根県など公営電気事業者の6府県で風力発電所が建設されました。また、公営企業局においては野市風力発電所の経験を生かして、平成11年4月から大豊町のゆとりすとパーク内におきまして、600キロワットの風車を2基、平成16年1月から土佐山田町の県立甫喜ヶ峰森林公園内におきまして750キロワットの風車を2基建設し、合計3カ所で風力発電所を運営してまいりました。

現在、野市風力発電所につきましては、運転開始から20年が経過しており、老朽化対策の必要性が増しているところですが、課題として、電子部品が多くを占めている制御機器や、経年劣化が進んだ機械類などの補修部品の調達が困難となってきております。また、平成24年から開始されました再生可能エネルギーの固定価格買取制度によりまして、売電料金が1キロワットアワー当たり11円50銭から22円へと有利な単価に増加したものの、固定価格買取制度が本年の8月末で終了したため、単価が大幅に低下したことから、収益が減少し、経営的に厳しい状況が続いているところです。

このようなことから野市風力発電所の今後の方向性について、昨年度から局内で検討しましたが、部品の調達が難しく故障時の対応は困難となることや、建てかえについても、これまでの実績から得られた現地の風況では、新規の風車を設置しても事業性がよくないことから、運営継続は困難であると考えております。野市風力発電所の建設に当たっては、地元の要望もありましたし、発電所の用地は香南市の所有でもありますことから、香南市へ状況を説明し、事情を御理解いただき撤去する場合の工事範囲等について協議してまいりました。今後の予定としましては、2月議会で来年度当初予算案として野市風力発電所の撤去工事費用を計上させていただき、あわせて、同発電所廃止に伴います、高知県公営企業の設置等に関する条例の一部改正議案の審議をお願いしたいと考えております。

説明は以上です。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 撤去については異論ございませんが、野市風力発電所で20年ですよ。どれぐらいの利益をもたらしたのか教えていただきたいと思えます。

◎右城電気工水課長 現金収支ですと1,700万円余りの赤字となっております。収益の収支でいくと、もう少し大きくて6,700万円余りの赤字となっております。

撤去費用は、風車本体が2,400万円余りで、風車の基礎が600万円余りということで、合わせて3,100万円余りの予算を計上させていただく予定にしております。

◎桑名委員 マイナス1,700万円ということですがけれども、当初つくったときは、どういうイメージでつくられていたんでしょうか。20年たったらどれぐらい利益が出るのかという当初の計画書なんかはないですか。

◎右城電気工水課長 当初は黒字を想定しておりました。もともと売電単価17円63銭で平成7年から始めておりますので、価格がずっと維持できれば、それなりの収入があった

と思います。これが四国電力の余剰電力購入メニューという分です。当時はまだ新エネルギーのはしりです。それらしきメニューがなく、余剰電力購入メニューで買っただけということで、金額が毎年徐々に下がっていきまして、平成14年度までを平均しますと14円58銭になっています。平成15年4月からは新しくメニューができました。新エネルギー購入メニューですけれども、これが11円50銭と一気に下がっています。固定価格買取制度が始まるまでの間は、これで行っておりますが、平成24年4月から固定価格買取制度が始まりましたので、野市の場合は平成24年12月には許可をいただきまして、22円の売電料金に変わりました。20年間のこの8月に終わりましたので、単価がぐっと下がったところです。

◎桑名委員 あわせて、大豊と甫喜ヶ峰も当初の計画と、今、累計でプラスになっているのか、マイナスになっているのか、資料があったら教えてください。

◎右城電気工水課長 大豊風力発電所は、現金収支では1億5000万円程度の黒字になっています。ただ、収益の収支では5,100万円余りの赤字です。甫喜ヶ峰風力発電所は、収益の収支も現金収支もともに黒字になっております。

◎桑名委員 結果として、計画が崩れて赤字になっているんですけれども、県としてこれについてはどういう見解ですか。

◎右城電気工水課長 風力発電事業全体ですと、野市も含めて現金収支では2億3,500万円余りの黒字になっております。収益の収支ですと約1億円の赤字ですが、水力を含めて電気事業全体は黒字を維持できています。

◎桑名委員 こういった長期にわたるもの。小水力もそうですけれども、一たび制度が変わると一気に黒字から赤字に転落すると当初の計画がうまくいかない。特に、20年・30年・40年とかかかっていくものは、今回の反省も踏まえて、結果的に赤字になっているということは県民の負担になっているということも、しっかり肝に銘じていただきたいと考えております。

◎依光委員長 ほかに。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

◎坂本(茂)委員 一つだけ確認。先ほど桑名委員が言われたことは、十分肝に銘じて今後対応してもらわないといけないわけですが、このことを契機に、公営企業局として、再生可能エネルギーを進める路線を大きく変えるとか、そんなことはないということでしょうか。

◎門田公営企業局長 再生エネルギーは、私どもの役割の一つだと考えております。来年度の予算は、小水力の箇所をもう少し調査をしたいと考えておりますし、風力については、大豊は、かなり風力がいいので、20年たった後のことも、今後検討していきたいと考えて

おります。

◎依光委員長 以上で、公営企業局を終わります。

お諮りいたします。執行部より説明を受け、審査いたしました予算議案1件、条例その他議案11件、報告議案2件について、これより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎依光委員長 それでは、これより採決を行います。

第1号議案「平成27年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第8号議案「高知県看護師等養成奨学金貸付条例の一部を改正する条例議案」から、第12号議案「高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案」まで、以上5件の議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎依光委員長 それでは、以上5件の議案を一括採決します。第8号議案から第12号議案まで、以上5件の議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第8号議案から第12号議案までは、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第18号議案「高知県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 挙手多数であります。よって、第18号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第19号議案「高知県が当事者である訴えの提起に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第19号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第22号議案「高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定に関する議案」から、第24号議案「高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定に関する議案」まで、以

上3件の議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎依光委員長 それでは、以上3件の議案を一括採決します。第22号議案から第24号議案まで、以上3件の議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第22号議案から第24号議案までは、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第28号議案「永国寺キャンパス図書館及び体育館建築主体工事請負契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、第28号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、報第1号議案「平成27年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告」を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、報第1号議案は、全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

次に、報第2号議案「損害賠償の額の決定の専決処分報告」を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 全員挙手であります。よって、報第2号議案は、全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

それでは、執行部は退席願います。

(執行部退席)

◎依光委員長 次に、請願について審査を行います。

最初に、請第1-2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」を議題とし、審査いたします。

御意見をどうぞ。小休にいたします。

( 小 休 )

◎ なかなか一致を。けど、高知県としては。

◎ 国会議員は皆さん、割と賛成もしてくれゆうけどね。

◎ ことは、カンパのところが欄ものいちゃったし、これは進んだなと思うて評価しちやらないかなと思うたけど、高知県も今、御案内のとおり小・中学校で4位ぐらい行きゆうし、全国平均からも随分上になってきたんで、それはやっぱりほかの学力支援対策等で十分な中・高で900万円。中学校だけで600万円。そういうお金が回りゆうんで、それだけになっちゅうわけやけど。そんなものから言うたら、なかなか今、請願を採択するようにはならんがやないかなと。十分やりゆうやないかなと思う。

◎ 国が結局でもほらネックやきよね。

◎ わからんではないんやけれどもね。

◎ せっかく選出された国会議員が頑張りゆうき応援すべき。頑張りゆう。〇〇さん、どうやろ。

◎ 県も頑張りゆうしね。いろいろ制度も国のほうもつくっていきゆうんで。今回、不一致ということで。

◎依光委員長 正場に復します。

ほかに御意見がなければ、これより採決を行います。

請第1－2号の請願を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 挙手少数であります。よって、本請願は、不採択とすることに決しました。

次に、請第2－2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」を議題とし、審査いたします。

御意見をどうぞ。小休にいたします。

( 小 休 )

◎ 大学まで含めたら45億円ぐらいいきゆうんやから。中で、中・高で三十数億円やけども、高知学園みたいに幼稚園から小学校、大学まであるところは相当いきゆうけれども。これもやっぱり。

◎依光委員長 正場に復します。

ほかに御意見がなければ、これより採決を行います。

請第2－2号の請願を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎依光委員長 挙手少数であります。よって、本請願は、不採択とすることに決しました。

次に、意見書を議題といたします。意見書案4件が提出されております。

初めに、「診療報酬のマイナス改定に反対し、増額を求める意見書（案）」が、日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書（案）の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎依光委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にいたします。

（ 小 休 ）

◎ これは実態は自分たちは増額改定。改定率プラス0.73%ということなんで。薬価の改定は、ちょっとマイナスですけど。

◎ 実質でも消費税の増額を含めて、マイナスになってるんだということを指摘しちゅう。プラスになっちゅうけれども。

◎ 不一致やろ。

◎依光委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、「ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書（案）」が、公明党、自由民主党、県民の会、日本共産党、新風・くろしおの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書（案）の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎依光委員長 御意見をどうぞ。小休にいたします。

（ 小 休 ）

◎ 全会一致やね。

◎依光委員長 正場に復します。

この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎依光委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、「介護福祉士養成施策の充実・強化を求める意見書（案）」が、自由民主党、県民の会、日本共産党、公明党、新風・くろしおの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書（案）の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎依光委員長 御意見をどうぞ。小休にいたします。

（ 小 休 ）

◎ 全員一致。

◎依光委員長 正場に復します。

この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎依光委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、「地方大学の機能強化を求める意見書（案）」が、公明党、自由民主党、県民の会、新風・くろしおの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書（案）の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎依光委員長 御意見をどうぞ。小休にいたします。

（ 小 休 ）

◎ うちは乗りたいんですけども、3だけなら構んけど。本来、学問の自由というたてりがあって、大学の自治というのが、それぞれで何を重点的に研究して学んでいくのかというのは任せられるべきであって、政策誘導的なものは余りふさわしくないんじゃないかという思いがあるわけです。個別それぞれのところでは、有効な部分があるんで特に県立大学含めて、そういうのがありますけど、ちょっと全体的に言うと3だけならという思いがあるがですね。

◎依光委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、22日午後3時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願いいたします。

本日の委員会は、これで終了いたします。

(16時8分閉会)